

「民事執行法の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見の概要

- 意見募集の結果、民事執行法の改正に関する中間試案（以下「試案」という。）に対し、合計200通（団体から39通、個人から161通）の意見が寄せられた。

意見を提出した団体の名称と本資料中での略称は、別紙のとおりである。

- この資料では、試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を【賛成】【反対】などの項目に整理し、意見を寄せた団体等の名称を紹介するとともに、理由等が付されているものについてはその関連部分の概要を紹介している。また、その他の意見については【その他の意見】などとしてその概要を紹介している。

なお、寄せられた意見の中で、表現等が異なっても同趣旨の意見と判断されるものについては、同一の意見としてとりまとめた。

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上

(総論的事項に関する意見の概要)

- 我が国の司法制度では、自力救済が禁止されるとともに、権利主体の申立てに基づいて国家機関が権利実現に向けた強制力を発動するものとされている。しかし、民事執行制度の中核にある金銭執行の実効性が実質的に確保されなければ、国民の民事裁判及び司法権に対する信頼が損なわれ、自力執行が蔓延してしまうおそれがあるほか、裁判を受け得る権利が画餅に帰すこととなる。そのため、債務者財産の開示制度の実効性を向上させることが求められている。(大阪弁)
- 債務者財産に関する情報取得は、それにより債務者の財産を明確にし、強制執行することで判決の実効性を高め、司法手続による社会の安定、経済の発展を確保するという必要性が認められる。(沖縄弁)
- 強制執行手続の実効性確保は、民事司法手続を通じた権利実現の実効性を左右する重要な命題である。財産開示手続は、債務名義を有する債権者が、強制執行手続を利用する前提として、対象となる債務者の財産を特定する手段であり、強制執行手続の実行性確保のために重要な役割を担っているにもかかわらず、現状では、これがあまり利用されておらず、本来果たすべき役割を果たしているとはいえない。そこで、財産開示手続をより利用しやすく、効果的な手続へと改善することが必要である。(二弁)
- 財産開示手続は、平成15年の制度創設後の運用状況をみると、実効性が必ずしも十分ではない等の指摘があり、利用件数もそれほど多いとはいえない実情にある。(東弁)
- 財産開示手続において、開示義務者の不出頭や陳述拒絶等を原因とする不開示事件の割合が増加していることに鑑みれば、債務者財産の開示制度の実効性を向上させる必要があることは明らかである。もっとも、債務者財産に関する情報には、債務者のプライバシーや営業秘密等が含まれているから、個人情報保護の観点からの慎重さも必要である。(日司連)
- 強制執行が功を奏さない事態を放置すれば、判決等の債務名義の実効性に対する国民の信頼を損なわせ、ひいては、民事裁判等に対する国民の無関心や、利用を差し控える機運を惹起し、裁判制度の権威及び意義を没却する事態にもなりかねない。(個人)
- 今回の改正については、養育費の不払問題への対策であるとの声も聴かれるが、その内容は、貸金業者らの取立強化が主眼であり、全体としてサラ金や消費者金融業者の債権取立てを容易にする結果を生むものである。(いちよりの会、被連協)

- ・ 貸与型奨学金は、もともと債務者が返済困難に陥る危険を制度に内包しており、現状では、不十分な救済制度や恣意的な運用によって、返済の意思があるにもかかわらず病気等によりその返済が困難でとなっている債務者を、更に追い込んでいる状況にある。債務者財産の開示制度の実効性が向上されることとなれば、債務者の生活に欠くことのできない財産に対する強制執行が容易となり、その被害がさらに深刻化することとなる。(奨学金会議)
- ・ 債務者財産の開示制度の実効性を向上させることについては、消費者の生活と人権を守るという観点から、看過できない重大な問題がある。我が国において債務名義を取得する者の多くは、消費者金融業者やクレジット会社、債権回収会社である。これらの業者が零細な債務者に対して債権の取立てをする現状を考えると、なお金銭債権の履行確保策を図るかどうかについて、議論する必要がある。また、債務の不履行が悪意や怠慢によるものではなく、やむを得ない事由により債務の履行をし得ない状況に置かれている債務者も多い。(ヤミ金対策会議)
- ・ 債務者財産の開示制度については、プライバシーや営業秘密等との関係での問題があること、生存権を脅かすような過酷執行のおそれ等を伴うこと、債務名義の中には手続保障が必ずしも十分とはいえないことに鑑み、懸念されるこれらの弊害と、実務に即した現実的な開示の必要性とのバランスに慎重に配慮して、その制度設計がされるべきである。そのため、現行の財産開示手続の見直しや、第三者からの情報取得制度の新設は、その実現が果たされなければ社会正義に悖る結果となる蓋然性が高い類型の債権に限定して、行うべきである。(関弁連)
- ・ 債務者財産の開示制度の実効性の向上は、犯罪による慰謝料などの一定の範囲に限って、行うべきである。(個人)
- ・ 制度設計にあたっては、国家が債権回収に助力するのがふさわしい債権であるか否かという公益的観点から検討することが必要不可欠であり、不法行為に基づく損害賠償請求権のような債権から検討を始めるべきである。(個人)
- ・ 民事執行法には、養育費を含む扶養義務等に係る請求権について、期限到来前の債権に基づく差押えの特例や、差押禁止債権の範囲の特例が認められている。債務者財産の開示制度においても、扶養義務等に係る請求権について一定の特例を設けるべきである。(個人)
- ・ 債務者が給与所得者である場合のみならず、自営業者である場合についても、確実な債権回収をすることができるように検討を進めてほしい。(個人)

1 現行の財産開示手続の見直し

(1) 財産開示手続の実施要件の見直し

財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類（民事執行法第197条第1項柱書き）を拡大し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるものとする。

(注1) 本文とは別に、財産開示手続の実施要件のうち、先に実施した強制執行の不奏功等の要件（民事執行法第197条第1項各号）を廃止し、次のような規律を設けるものとする考え方がある。

ア 強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていれば、財産開示手続を実施することができるものとする。

イ 申立人に知っている財産に対する強制執行を実施すれば、請求債権の完全な弁済に支障がないことが明らかであるときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、財産開示手続の実施決定を取り消さなければならないものとする。

ウ 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、請求債権の完全な弁済を得ることができなかつたときは、イの取消決定をすることができないものとする。

(注2) 本文とは別に、財産開示手続の実施要件のうち、財産開示手続の再実施が制限される期間（民事執行法第197条第3項）を短縮するものとする考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の本文（申立てに必要とされる債務名義の種類拡大）に対する意見
【賛成】家庭問題情報センター，一弁，二弁，東弁，広島弁，早稲田大研究会，個人

(1) 債務名義の効力や特徴等に関する意見

- ・ 財産開示手続は強制執行の準備として行われるものであり、いずれの債務名義についても、それにより行うことができる強制執行の内容に違いはないのであるから、強制執行と財産開示手続とでは、本来、その申立てに必要とされる債務名義の種類に差を設けるべきでない。（一弁，東弁，個人）
- ・ 平成27年度の地方裁判所における控訴審通常訴訟既済事件についての統計をみると、金銭を目的とする事件のうち、控訴審において第一新判決が取り消されたものは、約16%にとどまる。仮執行宣言付き判決等が上級審で覆される可能性が高いという評価は、必ずしも適当ではない。（一弁）

(2) 開示による不利益の評価に関する意見

- ・ 債務者財産の開示により債務者に回復困難な損害が生ずるということは、具体的には想定しにくい。財産開示手続により債務者の受ける不利益は、具体的には差押えの対象となり得る債務者財産に関する情報が債権者に伝わってしまうというものであり、その財産を差し押さえられて換価された場合と比べて、必ずしも重大とはいえない。財産開示手続の申立てに必要な債務名義の範囲が限定されている現状は、均衡を失する。(一弁)
- ・ 債務者財産には流動性があることを考慮すれば、ある一時点における債務者財産の開示による不利益は重大なものとは考え難い。(東弁)

(3) 平成15年当時からの事情の変更等に関する意見

- ・ 執行証書(民事執行法第22条第5号)については、平成15年改正の際には、一部の悪質な貸金業者による濫用が懸念されていたが、その後、平成18年の貸金業法改正により、貸金業者が債務者等から執行証書の作成に関する委任状を取得することを全面的に禁止するなどの措置が講じられているから、平成15年当時とは異なり、貸金業者による制度の濫用のおそれはなくなった。(東弁)
- ・ 昨今では、離婚した夫婦間の養育費の支払を確実にするために執行証書の活用が推奨されている。(個人)
- ・ 昨今では、協議離婚の際に公正証書により養育費の取り決めをする当事者が多い。(家庭問題情報センター)

(4) 債務者の利益保護のための措置に関する意見

- ・ 債務名義の対象となった権利関係等に争いがあるのであれば、その事案に応じて債務者が執行停止の裁判により財産開示手続が進行することを阻止することができ、情報開示によって債務者が不利益を被ることを防ぐことができる。(一弁、東弁)
- ・ 債務者財産に関する情報の開示後に権利の存在が否定されるに至った場合の対処は、取得した情報の目的外利用の制限(民事執行法第202条、第206条第2項)により、その情報の保護を図ることができるから、その情報が事由に流通するわけではない。(一弁)

(5) その他の観点に関する意見

- ・ 申立てに必要なとされる債務名義の種類拡大は、財産開示手続の利用範囲を拡大することにつながり、強制執行手続の実効性確保に資するものである。(二弁)
- ・ 扶養義務等に係る定期金債権に限って執行証書に基づく財産開示手続の実施の申立てを認める特則を設けることには反対である。同債権に実体法上の優先権が認められているわけではなく、かつ、同債権に限ってこのような特則を設けることに合理的な理由がない。(個人)

- ・ 子どもの生活の安定のためには、婚姻費用又は養育費を確保するために調停を起こした時点で自動的に財産開示がされる仕組みとされるべきである。(個人)

【反対】 いちょうの会，大阪弁，沖縄弁，京都司，クレちほ，札幌弁，奨学金会議，被連協，全青司，ヤミ金対策会議，二弁（一部），日司連，日弁連，福岡県弁，みやぎ青葉の会，43条対策会議，個人

(1) 債務名義の効力や特徴等に関する意見

- ・ 申立てに必要とされる債務名義の種類については、債務名義ごとの取得手続過程の相違、悪用の実例と弊害の程度、執行力強化の要請の各観点からの考察が必要であり、訴訟手続を経て作成された確定判決と、執行証書や支払督促との間においては、手続保障の面で大きな差がある。(福岡県弁)
- ・ 確定判決の場合には既判力により当事者間の権利義務関係が確定しているのに対し、仮執行宣言付き判決等、支払督促や執行証書では、債権の存否が既判力をもって確定しているわけではない。(沖縄弁，京都司)
- ・ 支払督促や執行証書は、誤った執行がされても原状回復が容易であることを理由として金銭債権に限って債務名義性が認められるものである。(大阪弁，札幌弁)

ア 仮執行宣言付き判決等に関するもの

- ・ 仮執行宣言付き判決等は、その暫定的性質からして、他の債務名義と異なり取り消される可能性がある。(大阪弁，京都司，ヤミ金対策会議，日弁連，個人)
- ・ 仮執行宣言付き判決に限定した統計ではないが、高等裁判所の控訴審通常事件において判決が言い渡された事件のうち、第一審判決を取り消したものの割合は、24.3%に上る。(日弁連)
- ・ 暫定的な判断に基づいて財産開示手続の申立てを認める実益は乏しい。(札幌弁)

イ 執行証書に関するもの

- ・ 執行証書は、その成立過程や合意の存否、内容等をめぐる紛争が少なくない。(札幌弁，ヤミ金対策会議，日弁連)
- ・ 執行証書は、公証人がその内容の当否や作成経緯を十分に審査することなく、作成される。(大阪弁，日司連)
- ・ 執行証書は、作成時の当事者間の力関係に影響されて、作成されることがある。(札幌弁，日弁連)
- ・ 執行証書は、当事者が過度に早期に合意を成立させようとして、作成されることがある。(札幌弁，日弁連)

- ・ 執行証書は、法的知識がない債務者がその内容を十分に理解しない状態で、作成されることがある。(大阪弁、京都司、日司連、みやぎ青葉の会)
- ・ 執行証書は、白紙委任状を利用して作成されることがある。(いちょうの会、クレちほ、奨学会議、被連協、ヤミ金対策会議、43条対策会議、個人)
- ・ 執行証書は、無権代理人によって作成されることがある。(ヤミ金対策会議、個人)
- ・ 執行証書は、利息制限法や出資法に違反する高利の貸付けに利用されることなどがある。(奨学会議、ヤミ金対策会議、43条対策会議、個人)
- ・ 執行証書は、悪質な貸金業者等によって濫用されることがある。(いちょうの会、京都司、福岡県弁、みやぎ青葉の会、個人)

ウ 支払督促の問題点を指摘する意見

- ・ 支払督促の作成過程においては、債務者の手続保障が十分ではない。(いちょうの会、被連協、みやぎ青葉の会、個人)
- ・ 支払督促は、その内容の正当性を審査されることなく、作成される。(日司連)
- ・ 債務者の中には、支払督促の債務名義性を実質的に理解していない者が少なくない。(札幌弁)
- ・ 原野商法等に関連した支払督促の悪用事例が続いている。(日弁連)
- ・ 支払督促は、既に時効消滅した債権に基づいて作成されることがある。(いちょうの会、京都司、クレちほ、奨学会議、被連協、全青司、ヤミ金対策会議、日司連、みやぎ青葉の会、43条対策会議、個人)

(2) 開示による不利益の評価に関する意見

- ・ 財産開示手続により債務者財産に関する情報がいったん開示されると、後になって権利の存在が否定されるに至った場合であっても、当該情報が開示されなかった状態に回復することができない。(京都司、ヤミ金対策会議、日司連、福岡県弁、個人)
- ・ 執行証書や支払督促に基づく申立てを認めると、貸金業者等による制度の濫用のおそれがある。(全青司)

(3) 平成15年当時からの事情の変更等に関する意見

- ・ 平成15年改正後の運用状況においても、債権者の側から、仮執行宣言付き判決等、執行証書及び支払督促に基づく財産開示手続の申立てを認める必要性が増えたとは言い難い。(日弁連、福岡県弁)
- ・ 仮執行宣言付き判決等、執行証書及び支払督促に基づく財産開示手続の

申立てを認めることによる弊害は、平成15年当時から、変化がない。(ヤミ金対策会議，日弁連)

(4) 債務者の利益保護のための措置に関する意見

- ・ 消費者である債務者が、実際に執行停止の裁判の申立てをすることは困難である。(札幌弁，日司連)
- ・ 債務者財産に関する情報の開示後に、債務名義の対象となった権利が否定されるに至った場合には、取得した情報の目的外利用の制限だけでは、情報の保護として不十分である。(札幌弁)

(5) その他の観点からの意見

- ・ 執行証書に基づく財産開示手続の申立てを認めるべきではないのは、扶養義務等に係る定期金債権を目的とするものについても同様である。債務者が早期に協議離婚を成立させようとして支払能力を超える金員の支払合意をして、執行証書の作成を囑託すること等がある。(大阪弁，日弁連)
- ・ 扶養義務等に係る定期金債権に実体法上の優先権が認められているわけではないから、同債権に限って特例を設けることに合理的な理由はない。(大阪弁)
- ・ 事業者である債権者に確定判決等の取得を目指させることを期待することは酷ではない。(札幌弁)
- ・ 悪質な債務者の逃げ得を許さないという観点からは、判決に限って財産開示手続の申立てを認めれば十分である。(福岡県弁)

【その他の意見】

- ・ 財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大することについては、養育費請求権・婚姻費用請求権や、不法行為に基づく損害賠償請求権のように、債権者の要保護性が特に強く、速やかにその債権が実現されなければ社会正義に悖る類型の債権に限定して、賛成する。債務名義の中には、必ずしも手続保障が十分でなく、内容の適正性が担保されているとはいえないものがある一方で、上記のような債権については、その債権の実現が果たされなければ、社会正義に悖る結果となる蓋然性の高い類型であるから、財産調査についての国家による助力の要請が優先する。(関弁連)
- ・ 養育費等の扶養義務に係る定期金債権を請求債権とする場合に限って、執行証書による財産開示手続の申立てを認めるべきである。養育費の合意のために公正証書を利用する例は増加傾向にあるが、その債権者の多くは、法的手続をするための自由な時間が少ないため、改めて裁判をして確定判決等の債務名義を取得する時間的な余裕がない。(全青司)
- ・ 扶養義務等に係る定期金債権を請求債権に限って、執行証書による財産開

示手続の申立てを認めるべきとする見解もあるが、同債権に実体法上の優先権が認められているわけではないから、反対である。(個人)

- ・ 財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大することについては、賛成であるが、貸金業者による制度の濫用をけん制するため、貸金業者等が1年間に申し立てることができる件数に上限を設けるべきである。(個人)

2 試案の注1（先に実施した強制執行の不奏功等の要件の見直し）に対する意見

【賛成】大阪弁，一弁，二弁，東弁，日弁連，広島弁，福岡県弁，個人

(1) 見直しの必要性に関する意見

- ・ 財産開示手続の申立てに先立って債権者に一度強制執行を行わせることを要求する民事執行法第197条第1項第1号の要件は、財産開示手続が金銭債権の強制執行を奏功させるための準備的手続であるという正確と合致せず、債権者に極めて大きな負担を課すものである。(東弁，日弁連)
- ・ 民事執行法第197条第1項第2号の要件については、「知っている財産」の意義が必ずしも明らかではなく、また、その意義について、債権者が「受動的に知っている財産のみでなく、債権者が通常行うべき調査を行って知っている財産」と解する裁判例（東京高決平成17年4月27日公刊物未登載）を前提としても、「債権者が通常行うべき調査」の内容の曖昧さは解消されない。仮に執行裁判所がこの要件を厳格に解釈することとなれば、債権者の負担が課題となるおそれがある。また、仮に執行裁判所がそのような厳格な解釈をしないとしても、申立人において執行裁判所の解釈を事前に予測することは困難であるから、いずれにしても、財産開示手続の申立てに先立ち、執行裁判所の運用を忖度し、無益ながら動産執行や債権執行等の申立てをすることが少なくない。このような実情が財産開示手続の利用停滞の一因である。(日弁連)
- ・ 債権者が財産開示手続を申し立てる場合に、債権者が既に弁済を受け又は債務者の責任財産を十分に把握していることは、稀有であろうから、そのような事実の存在は、債務者の側で主張立証するのが妥当である。(日弁連)
- ・ 債務者は、債務名義に係る債務の履行を怠っているのであるから、財産開示手続により一定の負担を負うこととなっても、やむを得ない。(大阪弁，一弁)
- ・ 財産開示手続は強制執行の準備として行われるものであるから、強制執行をするための一般的な要件が備わっていれば足りるはずである。(大阪

弁)

- ・ 国は、自力救済を禁止し、債務名義の執行力を担保するインフラとして財産開示制度を置いているのであるから、債務名義が成立した以上、財産開示手続を実施するための追加的な要件を課すことは、合理的ではない。
(一弁)

(2) 規律の具体的内容等に関する意見

- ・ 注1の考え方に沿った規律を設ける上では、注1のイの取消しの申立てをすることができる期間を制限するなどの規定が必要である。そうでなければ、債務者が、財産開示手続期日の直前に取り消しの申立てをすることで、手続を遅延させるおそれがあるからである。(一弁、日弁連)
- ・ 注1の考え方に沿った規律を設ける上では、注1のイの取消しの申立てにより財産開示手続が遅延することがないようにすべきである。(東弁)
- ・ 注1の「知れている財産」、「請求債権の完全な弁済を得ることができなかったとき」については、文言の修正を検討すべきである。(一弁)
- ・ 財産開示手続は、任意の支払をしない悪質な債務者に対して実施されるものであるから、注1のイ及びウの要件は不要である。(個人)

【反対（現行の規律を維持すべきとの意見）】奨学会議，全青司，ヤミ金対策会議，日司連，早稲田大研究会（多数意見），43条対策会議，個人

- ・ 現行法が財産開示手続の実施要件として先に実施した強制執行の不奏功等を要求しているのは、一般論として、財産開示手続が債務者のプライバシーや営業秘密等に属する事項の開示を強制するものであるため、この手続を行う必要がある場合に限り、手続を実施するのが相当であるとの考え方に基づくものであるが、現行法のこのような考え方には、相応の合理性があると考えられる。(奨学会議，ヤミ金対策会議，43条対策会議，個人)
- ・ 現行法においては、強制執行の対象となる債務者財産の調査を本体的には債権者の役割であるとしているから、財産開示手続の申立てをするためには、その前提として債権者による調査がされている必要がある。(全青司，日司連)
- ・ 裁判所の運用において、先に実施した強制執行の不奏功等の要件について広く疎明を認める傾向があるのであれば、その要件の存否に関する立証責任を転換する必要はない。(全青司)

【反対（不奏功等の要件を完全に撤廃すべきとの意見）】沖縄弁，家庭問題情報センター，個人

- ・ 財産開示手続は強制執行の準備行為であるから、強制執行の申立てをする

ための一般的な要件が備わっているのであれば、その準備行為をすることができる」と整理すべきであるからである。債務者は、債務名義上の債務の履行を怠っているのであるから、裁判所に出頭して財産開示義務を負うことを受任すべきである。(個人)

- 債務者は、債権者に開示されたくない財産があるのであれば、弁済により開示を免れることができるはずである。(沖縄弁)
- 試案の注1のように財産開示手続の実施決定を事後的に取り消すことができる仕組みを設けると、債務者からの濫用的な取消しの申立てにより、手続が複雑化・混乱化することになる。(個人)
- 財産開示手続を利用しやすくし、債務者の財産隠しをしにくくして、判決による債権回収を実りあるものにする必要がある。債権者が知らない財産に対する執行をした方が、債権者が知っている財産に対する執行よりも、債権者や債務者にとって有利になることがあり得る。(沖縄弁)
- 養育費等の債権については、先に実施した強制執行の不奏功等の要件を完全に廃止すべきである。養育費等に関する債権執行は、緊急性を要するものであり、債務者のプライバシーの保護よりも優先されるべきであるからである。(家庭問題情報センター)

【その他の意見】

- 先に実施した強制執行の不奏功等の要件の廃止等に対しては、実務上の問題点が数多く指摘された。注1の考え方に対しては、「債権者に知れている財産に対する強制執行を実施すれば、請求債権の完全な弁済に支障がないことが明らかであるとき」の認定が相当困難であり、審理が長期化する懸念があるとの指摘があった。(裁判所)
- 先に実施した強制執行の不奏功等の要件については、現行法と同様の規律とすべきであるとの意見が多数であったが、ドイツではこの要件を廃止したことなどから、存続させることに疑問を呈する意見もあった。(早稲田大研究会)
- 先に実施した強制執行の不奏功等の要件の緩和については、養育費請求権・婚姻費用請求権や、不法行為に基づく損害賠償請求権のように、債権者の要保護性が特に強く、速やかにその債権が実現されなければ社会正義に悖る類型の債権に限定して、賛成する。これらの債権について、財産開示手続の実効性を確保すべきであるからである。(関弁連、個人)
- 注のア及びイの規律を設けることは賛成であるが、ウの規律を設けることには反対である。先に実施した強制執行における配当等の手続において請求債権の完全な弁済を得ることができなかった場合であっても、知れている財

産に対する強制執行を実施すれば請求債権の完全な弁済に支障がないことが明らかであれば、財産開示手続の実施決定を取り消したとしても債権者に酷とは言えない。(札幌弁)

3 試案の注2（再実施制限の緩和）に対する意見

【賛成】大阪弁，沖縄弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁（一部），個人

(1) 見直しの必要性に関する意見

- ・ 現代における資産状況変化の速度や頻度の高度化に照らすと、再実施制限を3年とするのは長すぎる。(日弁連，個人)
- ・ 財産状況は固定的ではなく、数ヶ月もあれば変動する可能性が高い。(沖縄弁)
- ・ 強制執行の対象となる債権（預貯金債権や給与債権等）の状況の変動の頻度は高い。(札幌弁)
- ・ 今日、金融業界でのIT化が極めて進行するなど資産状況の変動の頻度が高まっており、平成15年改正の当時と現在とで、その頻度に有意な変化がある。(一弁)
- ・ 金融資産の流動性が極めて高いことを考慮すると、再実施制限を3年とするのは長すぎる。(東弁)
- ・ 現在の経済情勢は目まぐるしい速さで変化しており、例えば、投資信託等の金融商品のほか、ビットコインに代表される新しいタイプの財産が生み出されている。(日司連)
- ・ 近時の社会生活の迅速化等に鑑みると、3年は長すぎる。(福岡県弁)
- ・ 民事執行法第197条第3項各号の要件の立証は困難である。(福岡県弁)
- ・ 債務者は、確定判決等により支払が命じられたにもかかわらず、任意にその履行をしない者であるから、再実施による負担は当然甘受すべきであるが、誠実に弁済を申し出る債務者に対する配慮は別途必要である。(個人)

(2) 新たな再実施制限期間に関する意見

- ・ 再実施が制限される期間については、1年とすべきである。(大阪弁，一弁，東弁，日弁連，個人)
- ・ 再実施が制限される期間については、6か月とすべきである。(個人)
- ・ 再実施の原則的な制限を廃止すべきである(札幌弁)
- ・ 再実施が制限される期間については、債務者の資産状況の変化に対応して財産開示手続を適時に実施する必要性と、財産開示手続の実施に伴う債

務者の負担をできる限り少なくする必要性とのバランスを考慮して、定めるべきである。(日司連)

【反対】福岡県弁（一部）

- ・ 特定の個人の消費者に対して繰り返し財産開示手続を実施することは過度な負担を課すこととなる。(福岡県弁（一部）)

【その他の意見】

- ・ 再実施制限の緩和については、養育費請求権・婚姻費用請求権や、不法行為に基づく損害賠償請求権のように、債権者の要保護性が特に強く、速やかにその債権が実現されなければ社会正義に悖る類型の債権に限定して、賛成する。これらの債権について、財産開示手続の実効性を確保すべきであるからである。(関弁連，個人)
- ・ 第三者から情報取得するための要件として財産開示手続を前置する必要があるとするのであれば、ある債権者の申立てにより財産開示手続が実施された後3年以内であっても、他の債権者の申立てによる場合には、再度の手続の実施を認めるべきである。(個人)

(2) 手続違背に対する罰則の見直し

開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合の罰則（民事執行法第206条第1項）を強化するものとする。

(意見の概要)

1 罰則の強化に対する意見

【賛成】大阪弁，沖縄弁，家庭問題情報センター，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，早稲田大研究会，個人

(1) 罰則強化の必要性に関する意見

- ・ 財産開示手続において、開示義務者が不出頭等により財産の全部又は一部を開示しなかった事件が少なからず生じていることの原因の1つは、手続違背に対する制裁が弱いことにある。(札幌弁，日司連，日弁連)
- ・ 現行法の規定は、制裁として不十分である。(大阪弁，二弁，東弁)
- ・ 罰則の強化は、財産開示手続の実効性確保に資する。(沖縄弁，二弁，個人)

- ・ 債務者が、債務名義が作成されているにもかかわらず、その弁済をせず、かつ、財産開示手続にも協力しないことは、司法手続に対する妨害行為と位置付けることができる。(東弁)

(2) 新たな制裁の内容等に関する意見

- ・ 不出頭、宣誓拒絶、陳述拒絶、虚偽陳述のいずれの手続違背についても、その罰則を強化するべきである。虚偽陳述の場面が、不出頭、宣誓拒絶、陳述拒絶に比べて違法性が高いとは断じきれない、財産開示の実効性強化のために刑事罰を科すことが有効であると考えられるからである。(日弁連、個人)
- ・ 新たな制裁の内容としては、罰金刑のみならず、懲役刑を含むべきである。ここで念頭に置かれている債務者が金銭債務の履行を怠っている者であることを踏まえると、罰金刑では債務者に対する十分な威嚇とならない。(一弁、個人)
- ・ 罰金刑は無意味であるばかりか、罰金自体が債務者の財産を減少させる効果を有し、債権者の権利の実現を阻害するものであるため、懲役刑のみを設けるべきである。(個人)
- ・ 憲法の保障する罪刑均衡の原則(最大判昭和49年11月6日刑集28巻9号393頁)に照らし、懲役刑の法定化については慎重な検討が望まれる。(東弁、日弁連)
- ・ 罪刑の均衡という観点からすれば、手続違背に対して科される刑罰は罰金刑とすべきであり、懲役刑を設けるべきではない。(個人)
- ・ 懲役刑は過重であり、反対。(大阪弁)
- ・ 現行法よりも強力な制裁としては、100万円以下の過料とするのが良い。(個人)

【反対】京都司、奨学会議、全青司、ヤミ金対策会議、福岡県弁、43条対策会議、個人

- ・ 個人の消費者にまで広く刑事罰を科することとするのは、刑罰の謙抑性の観点から問題がある。悪質な債務者に対しては、現行の過料の制裁を適切に発動することで対応すべきである。(福岡県弁)
- ・ 手続違背に対する罰則を強化するのであれば、特に違法性が高いと考えられる虚偽陳述の場合に限るべきであり、不出頭、宣誓拒絶、陳述拒絶に対しては刑事罰を科すべきではない。(京都司、奨学会議、ヤミ金対策会議、43条対策会議、個人)
- ・ 罰則を強化したとしても、裁判所がその運用に躊躇し、過料や罰金刑の処分を控えることになれば、実効性を確保することはできない。罰則の強化を

する前に、まずは、現行制度において、裁判所が手続違背をした者に対し、厳しく処分する運用をすべきである。(全青司)

- ・ 仮に罰則を強化するとしても、その内容は罰金刑とすべきであり、懲役刑を設けるべきではない。(京都司, ヤミ金対策会議)

【その他の意見】

- ・ 手続違背に対する罰則の強化については、養育費請求権・婚姻費用請求権や、不法行為に基づく損害賠償請求権のように、債権者の要保護性が特に強く、速やかにその債権が実現されなければ社会正義に悖る類型の債権に限定して、賛成する。これらの債権について、財産開示手続の実効性を確保すべきであるからである。(関弁連, 個人)
- ・ 養育費や賠償金の不払いについて、悪質な場合には、刑事罰や免許証の没収などの制裁を科すべきである。(個人)
- ・ 手続違背に対する罰則を強化する前提として、債務者及びその家族の最低限の生活を保護するための施策を講ずるべきである。(日司連)
- ・ 手続違背に対して身体拘束を含む制裁を検討すべきである。(家庭問題情報センター)
- ・ 民事訴訟では国民一般の義務として出頭義務を負うに過ぎない証人について勾引が認められていることを踏まえれば、財産開示期日への出頭を拒んだ債務者を勾引することに賛成である。(個人)
- ・ 間接的な強制手段として開示義務者の身体拘束を行うべきであるとする考え方には反対である。(大阪弁, 個人)
- ・ 財産開示期日への出頭を拒んだ債務者を勾引することには反対である。(個人)
- ・ 手続違背をした者等について、裁判所が名簿を作成した上で登録・公開すべきであるとの考え方には反対である。(大阪弁, 個人)
- ・ 財産開示手続により開示された情報の目的外利用に対する罰則を強化すべきである。(日司連)
- ・ 現行の財産開示手続で得られた情報が目的外利用された事実があったとの情報に接したことはない。情報の目的外利用に対して刑事罰を科するものとするについては慎重に検討すべきである。(日弁連)

2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

(1) 新たな制度の創設

執行裁判所が、債権者からの申立てにより、債務者以外の第三者に対し、債務者財産に関する情報の提供を求める制度を新たに創設するもの

とする。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，沖縄弁，家庭問題情報センター，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁，早稲田大研究会，個人

(1) 制度創設の必要性に関する意見

- ・ 第三者からの情報取得は，それにより債務者の財産を明確にし，強制執行による判決の実効性を高め，司法手続による社会の安定や経済の発展を確保するために必要である。(沖縄弁)
- ・ 第三者からの債務者財産に関する情報取得の制度の創設により，情報取得経路を増やし，執行可能性を高めることができる。第三者からの情報取得の手続に債務者を関与させないこととすれば，財産開示手続と異なり，債務者による財産隠しを回避しつつ債務者財産に関する情報を取得することができるため，執行可能性を高めることができる。(一弁)
- ・ 第三者からの情報取得制度を創設することは，強制執行手続の実効性確保に資する。(二弁)
- ・ 現行の財産開示手続の改正だけでは，債務名義を取得した債権者の権利実現には不十分であり，第三者からの情報取得が必要である。(東弁)
- ・ 財産開示手続における債務者の不出頭等の手続違背に対しては，刑事罰を科するだけではなく，民事上の制裁をも科することが必要である。すなわち，財産開示手続が債務者の不出頭等により終了する場合には，債権者が債務者財産に関する情報を得ることができないため，第三者からの情報取得制度を創設し，これにより債権者に強制執行の申立てを可能とすることが必要である。(日司連)
- ・ 司法制度を社会の変化にあわせ，司法に対する国民の信頼を確保するため，債務者財産に関する情報を第三者から取得する制度を創設する意義は大きい。(日弁連)
- ・ 裁判手続等により養育費が定められても，債権者の転職により強制執行ができない当事者にとって，第三者からの情報取得の必要性は高い。(家庭問題情報センター，個人)
- ・ 養育費の取立てが容易になることによって，一人親家庭の経済的困窮が緩和されることが期待される。(個人)

(2) 制度が濫用されることへの危惧に関する意見

- ・ 第三者からの情報取得の制度の創設に当たっては，新たな制度が貸金業者等により濫用されないようにする必要がある。(全青司，個人)
- ・ 貸金業者等による濫用のおそれがあることから，1年間で同一執行裁判

所に情報取得の申立てができる回数を制限する規定を設けるべきである。
(個人)

(3) 弁護士会照会との関係に関する意見

- ・ 新たに設けられる第三者からの情報取得制度は、現状の弁護士会照会制度と比較して、債権者にとっての利便性が劣後するものとならないようにすべきである。(大阪弁, 札幌弁, 福岡県弁, 個人)
- ・ 新たに設けられる第三者からの情報取得制度は、現状の弁護士会照会制度との調和を図り、両制度のいずれもが債権者にとって強制執行の準備手続として機能するようなものとするべきである。(東弁, 日弁連)
- ・ 現状では、一部の金融機関は弁護士会照会に応じて債務者の預貯金に関する情報を開示しているものの、今後、第三者からの情報取得制度が創設されると、それらの金融機関が、債務者財産に関する情報提供については同制度を用いるべきであることなどを理由として、弁護士会照会に対する回答を拒絶するおそれがある。(大阪弁)
- ・ 第三者から情報を取得する制度は、第三者に負担を課すこととなるため、立法目的の合理性及びその達成手段の合理性の見地から、慎重に検討すべきである。(個人)
- ・ 弁護士会照会の制度と実質的整合性のある制度とすることが困難になるのであれば、第三者から情報を取得する制度は断念するほかない。(個人)
- ・ 差し押さえるべき財産が情報提供により事前に特定されるなら、現在やむを得ず行われている探索的な差し押さえを行う必要がなくなり、権利者・裁判所にとって訴訟経済に適うばかりか、そのような探索的な差押えにより義務者のプライバシーが必要以上に侵害される事態も避けられることにも繋がる。(個人)

【その他の意見】

- ・ 第三者からの情報取得制度は、ドイツ、フランス、韓国といった諸外国でも整備されている。我が国において新たに創設される第三者からの情報取得制度は、これらの諸外国の制度を参考に、これに劣らないものを目指すべきである。(日弁連)
- ・ その対象を、養育費請求権・婚姻費用請求権や、不法行為に基づく損害賠償請求権のように、債権者の要保護性が特に強く、速やかにその債権が実現されなければ社会正義に悖る類型の債権に限定することを条件として、試案に賛成する。これらの債権については、債務者の不利益や第三者の負担を考慮したとしても、債権の実現を図る必要性が優越するからである。(関弁連)
- ・ 新たに設けられる第三者からの情報取得制度が現行の弁護士会照会よりも

後退したものとなるのであれば、制度の新設には反対である。(沖縄弁, 札幌弁)

- ・ 金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する制度については、弁護士会照会制度に対して悪影響が及ぶことを懸念し、その創設に消極的な意見があった。(一弁)
- ・ 現行法上、債務名義を取得しながらも強制執行の申立てが困難であることがおおいことから、第三者からの情報取得制度の創設に賛成する意見があった一方で、多重債務者の生活再建や支払督促の悪用によって半ば詐欺的に債務名義を取得された被害者等を支援する立場からは、この制度の創設に反対する意見があった。第三者からの情報取得制度の創設に当たっては、貸金業者等によってこの制度が濫用されないようにするため、慎重な検討が必要である。(全青司)
- ・ 債務者が自営業者の場合にも、確実に債権を回収できるようにする必要がある。(個人)
- ・ 新たな法制度を検討する上では、既存の法制度である弁護士会照会と一体的に検討する必要がある。(個人)

(2) 制度の対象とする第三者と情報の具体的な範囲

ア 金融機関から、債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を設けるものとする。この場合に取得すべき情報の範囲については、債務者が当該金融機関に対して有する預貯金債権の有無のほか、その預貯金債権に対する差押命令の申立てをするのに必要となる事項(取扱店舗、預貯金債権の種類及び額等)とするものとする。

イ 一定の公的機関から、債務者の給与債権に関する情報(勤務先の名称及び所在地)を取得する制度を設けるものとする。

(注) 本文の制度のほか、債務者の株式、投資信託受益権、生命保険契約解約返戻金請求権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する制度を設けるものとする考え方がある。

(意見の概要)

1 試案ア(金融機関からの預貯金債権に関する情報取得)に対する意見

【賛成】全信協, 大阪弁, 沖縄弁, 家庭問題情報センター, 一弁, 二弁, 東弁, 日司連, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁, 早稲田大研究会, 個人

(1) 情報取得の必要性に関する意見

- ・ 預貯金債権の差押えの場面については、その取扱店舗を限定しなければならぬことから、その情報を金融機関から取得する必要性が高い。(一弁,

東弁，広島弁)

- ・ 預貯金債権に関する情報は，電子的に管理されており，実務上，強制執行の対象としての重要性が高いにもかかわらず，債権者がこれらの情報に接することができない。(日弁連)
- ・ 日本銀行の資金循環統計(速報)によると，2017年6月末現在の家計の金融資産の中で最も多いのが「現金・預金」である。(日弁連)

(2) 第三者の負う情報提供義務の根拠に関する意見

- ・ 執行手続は，単なる債権者の私益追求のためだけの手続ではなく，国家機関が債務名義により適法に確定した権利を実現する手続であるから，執行手続の実効性の確保は，国家機関に対する信頼を確保する上でも重要である。そのため，民事訴訟法により我が国に居住する全ての人に証人義務が課せられているのと同様に，国民一般が債務者財産に関する情報の提供に協力すべき公法上の義務を負うものと観念すべきである。(札幌弁，日弁連)
- ・ 金融機関の行う業務は，いずれも公共的性格を帯び，「国民経済の健全な発展に資すること」を目的としている(銀行法第1条)から，強制執行が円滑に行われることにより司法制度を通じた国民経済の健全な発展に資するため，金融機関に情報提供義務を課することは可能である。(東弁，日弁連)
- ・ 第三者の情報提供義務の根拠については，金融機関は，第三債務者や振替機関等として，陳述義務が課せられていることに着目することができる。(札幌弁，日司連)
- ・ 第三者が負う情報提供義務の根拠については，強制執行の対象となる債務者の財産の特定は，本来的には債権者の責任であるものの，その特定が債権者と債務者の関係や債務者の非協力により困難である場合に，個別的・補充的に発動される協力義務(債務者の手続協力義務を実質化し補充する義務)と位置付けるべきである。(早稲田大研究会)

(3) 債務者の個人情報等の保護に関する意見

- ・ 債務名義によって金銭給付を命じられた債務者は，財産開示手続の申立てがあれば全財産を開示すべき義務を負っており，一定の要件を満たした場合に限り例外的に陳述義務の一部免除を受けることができるのであるから，その責任財産に関する情報を秘匿する利益を有していない。そのため，第三者からの情報取得により債務者の個人情報等が債権者に伝わったとしても，債務者の利益を損なうとはいえない。(日弁連)

(4) 回答に要する事務負担や第三者の対応能力に関する意見

- ・ 金融機関は，内部にコンピューターシステムを整備しているから，債務

者の預貯金債権に関する情報の検索をする負担は小さい。(日司連, 日弁連)

- ・ 金融機関は、債権差押えの際の陳述催告では、迅速に回答をしており、対応能力は十分である。(日弁連)
- ・ 金融機関は日常的に残高管理をしているから、情報開示に伴って特段の手間が生ずるものではない。金融機関は、現状でも、預貯金者に対する情報開示を行っている。(沖縄弁)
- ・ 金融機関は、現状でも、捜査関係事項照会や弁護士会照会等に対応している。金融機関は、情報検索・提供を行う能力を有している。(広島弁)

(5) その他の観点からの意見

- ・ 現状において、一部の金融機関は弁護士会照会に応じて債務者の預貯金に関する情報を開示しているものの、照会を受けた際の金融機関の対応としては、まずは債務者に連絡をして情報開示の可否を尋ねた上で、債務者からの同意が得られた場合に限り、その情報を開示するものがある。第三者からの情報取得制度が創設されれば、金融機関による情報開示の根拠が定められることとなるから、金融機関もこれに応じやすくなると思われる。(沖縄弁)
- ・ 第三者が早期に回答をすることは、無駄な調査を避ける観点で、当該第三者にとってもメリットがある。(日弁連)

【反対】札幌弁, 一弁(一部), 個人

- ・ 現時点で、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度として、既に弁護士会照会制度が存在しており、弁護士会照会の全店照会においては、事案により必要性が認められる場合には、債務者名義の取引履歴についても照会先から報告を受けることが可能となっている。新たに設けられる第三者からの情報取得制度において、現行の弁護士会照会により得られている情報と同等又はそれを超える情報を取得することができないのであれば、現在得られている債権者の権利実現の可能性を後退させるものになりかねない。預貯金債権についての情報に限定した制度を設けなければならない立法事実は存在しない。(札幌弁, 個人)
- ・ 金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する制度については、弁護士会照会制度に対して悪影響が及ぶことを懸念し、その創設に消極的な意見があった。(一弁)
- ・ 金融機関での残高情報等については、日々変動が予想される場所、本制度では手続が重すぎて実効性に欠けるため、弁護士会照会制度への回答を義務づけるなどの対応をすべきである。(個人)
- ・ 財産があるのに支払わない不真面目な債務者が執行を免れるべきではない

から、預貯金債権を情報取得の対象とはせず、株式、社債、投資信託受益権等や不動産などの余裕資産を情報取得の対象とするべきである。(個人)

【その他の意見】

- ・ 差押えの実効性を確保する観点から、銀行等の金融機関から債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を創設することについて、銀行として一定の協力をする方向性に異論はない。(全銀協)
- ・ その対象を、養育費請求権・婚姻費用請求権や、不法行為に基づく損害賠償請求権のように、債権者の要保護性が特に強く、速やかにその債権が実現されなければ社会正義に悖る類型の債権に限定することを条件として、試案に賛成する。(関弁連、個人)
- ・ 債権者が国内に多数ある金融機関のうち債務者の口座が開設された銀行を特定して照会をすることは困難である。そのため、一般社団法人全国銀行協会に対する照会等によって、統一的に、全金融機関からの回答を得られる仕組みを設計すべきである。このような仕組みは、東日本大震災に係る被災者預貯金口座照会制度により実施されているとおり、技術的に可能なものである。(関弁連、個人)
- ・ 外国銀行日本支店の提供すべき情報については、日本国内の支店において取り扱われている債権に関する情報に限定すべきである。(パークレイズ証券)
- ・ 金融機関が提供すべき預貯金債権に関する情報の範囲については、情報提供を求める決定の送達時の情報に加えて、債務名義取得時点以降の情報(ただし、回答時から遡ることができる期間は2年を限度とする。)を含むこととすべきである。そうすれば、債権者が、債務者による財産隠匿行為等の有無を把握することができることとなる。また、銀行等にとって、直近2年間の取引履歴を提出する負担は、大きくない。(大阪弁、個人)
- ・ 金融機関から提供する情報の範囲は、差押えの実効性を確保するのに必要な範囲に留めるべきであり、預貯金の残高の推移等を含めるべきではない。(全信協、全銀協)
- ・ 裁判所が金融機関に対して情報提供を求める際には、預金者の氏名・ふりがな・住所・生年月日を明確にする必要がある。(全信協、全銀協)
- ・ 財形貯蓄等が含まれるものとするか否かなど、本制度によって情報提供義務が課される預金の範囲を明確にする必要がある。(全信協、全銀協)
- ・ 第三者からの情報取得制度の創設に当たっては、個人情報保護の関係や守秘義務の点で、情報提供をした金融機関に責任が及ばないように整理をした上で、その考え方等の明確化をすべきである。(全銀協)

2 その他の私人（法人を含む。）からの情報取得に関する意見

【注の考え方に賛成】大阪弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，連合，広島弁，福岡県弁，個人

(1) 具体的な規律等の提案

- ・ 試案の注の考え方のおり，証券会社等の金融商品取引業者が有する株式，社債，投資信託受益権等に係る情報並びに保険会社が有する保険契約に係る情報を取得する制度を設けるべきである。（大阪弁，一弁，二弁，東弁，日弁連，広島弁，福岡県弁，個人）
- ・ 株式，社債，投資信託受益権等に係る情報を取得する制度を設けるべきである。（連合）
- ・ 社債，国債，地方債，株式，投資信託その他振替社債等の有無，その種類及び額に関する情報を，証券会社等の振替機関等から取得する制度を設けるべきである。（大阪弁）
- ・ 株式会社証券保管振替機構は，債務者本人から低額の手数料で照会に応じる運用をしているため，同機構から振替社債等に関する情報を取得する制度を設けるべきである。（個人）
- ・ 債務者の金融機関に対する貸金庫契約上の内容物引渡請求権に対する債権執行を申し立てるために必要とされる貸金庫契約の存否等の情報を，金融機関から取得することができる制度を設けるべきである。（日司連，個人）
- ・ 債権差押えの場面において第三債務者に陳述催告義務を課されていることを踏まえれば，国税徴収法と同様に，「債務者に対して債務を負っているか否か」をあらゆる第三債務者に回答させる制度を設けるべきである。（個人）
- ・ 預貯金債権以外の債権についても，第三債務者以外の第三者からの情報取得の必要がある。金融機関以外の私人（法人を含む。）からの情報取得制度としては，まずは，この制度に対応するための情報管理の体制等が整備されている第三者を対象とすべきであるが，勤務先や取引先等についても，給与等について差押禁止の範囲が法定されていることの表裏として，強制執行の対象自体としては重要なものであるため，回答に要する事務負担や対応能力等を踏まえ，引き続き検討すべきである。（札幌弁）
- ・ 業界団体を通じ，業界各社への通知による債務者財産に関する情報の取得が可能となれば，債権者にとっての債権回収の利便性はさらに向上することとなる。例えば，一般社団法人生命保険協会を第三者として申し立てることで，同協会に加入する各社から債務者財産に関する情報が回答されるようにする制度を設けることが考えられる。（大阪弁，個人）
- ・ 一般社団法人生命保険協会や株式会社証券保管振替機構においては，加

盟又は参加する会社と契約する債務者の情報を保有しているため、これらの機関についても制度の対象とする第三者に含めるべきである。(日司連)

- ・ 第三者が提供すべき情報の範囲については、情報提供を求める決定の送達時の情報に加えて、債務名義取得時点以降の情報（ただし、回答時から遡ることができる期間は2年を限度とする。）を含むこととすべきである。(大阪弁)

(2) 情報取得の必要性に関する意見

- ・ 有価証券は今日一般的な資産となっているから、債権者がこれらの財産に関する情報を取得する必要性は高い。(一弁)
- ・ 現代においては、預貯金債権から、株式、投資信託受益権、生命保険解約返戻金請求権等の金融資産へのシフトを推奨する動きがあり、実際に、株式等により金融資産を保有している者が多いから、これらの金融資産に対する情報を把握する必要性が高い。(日弁連、広島弁)
- ・ 日本銀行の資金循環統計（速報）によると、2017年6月末現在の家計の金融資産の中で最も多いのが「現金・預金」であるが、これに「保険・年金・定型保証」、「株式等」、「投資信託」、「債務証券」が続く。民間非金融法人の保有する資産としては「株式等」が第1位である。(日弁連)
- ・ 株式、社債、投資信託受益権、保険契約解約返戻金請求権等に関する情報は、電子的に管理され、実務上、強制執行の対象としての重要性が高いにもかかわらず、債権者がこれらの情報に接することができないから、第三者からの情報取得の必要性が高い。(日弁連、個人)
- ・ 我が国における債権差押えの実務においては、差し押さえるべき債権の存否についての立証を要求せず、また、その債権の厳密な特定を必ずしも要求しないで、債権差押命令を発することとしているものの、債務者の口座等があると予想される金融機関等が複数存在する場合や、債務者の口座等がどの金融機関に開設されているか全く分からない場合においては、各金融機関等に対する探索的な差押えを同時に行うためには、請求債権を金融機関ごとに割り付けなければならない。そのような請求債権の割り付けを適切に行うためには、強制執行に先立ち、株式、投資信託受益権、生命保険契約解約返戻金請求権等に関する情報を把握する必要がある。(一弁、東弁、日弁連、福岡県弁、個人)
- ・ 債権者は、債務者の口座等がどの金融機関に開設されているかを知らなければ、偶然差押えの効力が生ずるまで、差押えを続けなければならない。これでは、債権者に非効率な作業を強い、司法に対する信頼を損ねかねない。また、債務者が複数の金融機関等に分散して資産を有する場合には、最初の差押えがされた直後に債務者が残りの資産を隠匿することが可能と

なってしまう、債務者の不正を誘発することとなりかねない。(日弁連)

- ・ 第三者からの情報取得制度の対象を預貯金債権に限定すると、債務者が、その資産を預貯金以外の金融商品等に換えてしまう可能性がある。(大阪弁、日司連、個人)
- ・ 預貯金債権の情報だけを対象とし、他の金融資産について開示の対象外とした場合には、現代では、保有資産の形態を他の金融商品に転化させることで容易に強制執行を免れることを助長することになるばかりか、逆に金融機関のみが他の金融商品販売者に比して重い義務を課される理由を正当化することが困難となる。(個人)

(3) 第三者の負う情報提供義務の根拠に関する意見

- ・ 執行手続は、単なる債権者の私益追求のためだけの手続ではなく、国家機関が債務名義により適法に確定した権利を実現する手続であるから、執行手続の実効性の確保は、国家機関に対する信頼を確保する上でも重要である。そのため、民事訴訟法により我が国に居住する全ての人に証人義務が課せられているのと同様に、国民一般が債務者財産に関する情報の提供に協力すべき公法上の義務を負っているものと観念すべきである。(札幌弁、日弁連)
- ・ 金融機関、金融商品取引会社、保険会社等の行う業務は、いずれも公共的性格を帯び、「国民経済の健全な発展に資すること」を目的としている(銀行法第1条、金融商品取引法第1条、保険業法第1条等)から、強制執行が円滑に行われることにより司法制度を通じた国民経済の健全な発展に資するため、これらの業者に情報提供義務を課することは可能である。(東弁、日弁連)
- ・ 第三者の情報提供義務の根拠については、金融機関や生命保険会社等は、第三債務者や振替機関等として、陳述義務が課せられていることに着目することができる。(札幌弁、日司連)
- ・ 証券会社の情報提供義務については、債務者は財産開示手続における陳述義務があり、証券会社は債務者に対する説明・報告義務があることとの関連で、これを肯定することができる。(札幌弁)

(4) 債務者の個人情報等の保護に関する意見

- ・ 保険、株式、社債、投資信託受益権等の管理を委ねられている金融資産取扱機関等は、法形式としては第三債務者の地位にあるが、実質としては、債務者の責任財産の保管主体の立場にあり、自らの顧客に対する報告義務、善管注意義務、守秘義務等を負うものである。そのため、当該顧客が債権者に対して自らの財産を報告する義務を負う場合であれば、これらの機関の固有の利益や手続保障等への配慮は不要である。(大阪弁)

- ・ 債務名義によって金銭給付を命じられた債務者は、財産開示手続の申立てがあれば全財産を開示すべき義務を負っており、一定の要件を満たした場合に限り例外的に陳述義務の一部免除を受けることができるのであるから、その責任財産に関する情報を秘匿する利益を有していない。(日弁連)
- ・ 株式、社債、投資信託受益権のように余裕資産を有しているにもかかわらず、債務名義があるのに債務の支払をしない債務者について、強制執行を免れるために、その情報を秘匿する利益を保護する必要があるとはいえない。(日弁連)

(5) 回答に要する事務負担や第三者の対応能力に関する意見

- ・ 金融機関、金融商品取引業者、保険会社は、内部にコンピューターシステムを整備しているから、債務者の財産に関する情報の検索をする負担は小さい。(日司連、日弁連)
- ・ 債権差押えの際の陳述催告では、迅速に回答をしており、対応能力は十分である。(日弁連)

(6) その他の観点に関する意見

- ・ 債務者の預貯金債権に関する情報は、現状においても弁護士会照会により取得することができる。第三者からの情報取得制度の対象を預貯金債権に限定するのでは、銀行等が弁護士会照会に対して回答するのに比較して債務者からの訴訟提起を受ける危険性が少なくなるという意味があるのに留まり、債務者財産の開示制度の実効性の向上にはつながらない。(大阪弁)
- ・ 第三者からの情報取得の対象を預貯金債権に限定し、株式等を取り込まないようでは、低所得者層に対する財産開示手続のみを強化し、中高所得者層に対する財産開示手続を据え置くことになりかねない。(日弁連)
- ・ 第三者が早期に回答をすることは、無駄な調査を避ける観点で、当該第三者にとってもメリットがある。(日弁連)
- ・ 債務者の預貯金債権に関する情報は、弁護士会照会によって取得することが既に可能であるため、新しい制度を創設するのであれば、最低限、株式、投資信託受益権、生命保険契約解約返戻金等に関する情報を取得できなければ、意味がない。(個人)

【注の考え方に反対】全信協、生保協会、全銀協、損保協会、沖縄弁、一弁(一部)、日証協、早稲田大研究会

- ・ 注に掲げられた財産は、預貯金債権とは異なり国民一般が広く保有しているものとは言い難く、これらを差し押さえるための情報取得の必要性は低い。(沖縄弁)
- ・ 現在の実務には、株式や投資信託受益権等の差押えの場面において、振

替機関や第三債務者が証券会社であるときは、取扱店舗を限定する必要はないから、予め債権者がその情報を取得する必要は乏しい。(日証協)

- 我が国における生命保険契約解約返戻金請求権の差押えの実務においては、債権者において保険証券番号を特定することが困難な事情等がある場合には、保険契約者の氏名、生年月日を明示し、かつ、「ただし、同種の保険契約が数口あるときは、保険証券番号の最も若いもの」と記載して差押えの対象となる生命保険契約を特定する方法が認められている。このような探索的な差押えが緩やかに許容されている現在の実務を前提とすれば、債権者は、解約返戻金請求権を保険会社から取得するまでもなく、債権差押命令の申立てをすることができるから、その情報取得の必要性が特に高いとはいえない。(生保協会)
- 我が国における債権差押えの実務においては、差し押さえるべき債権の存否についての立証を要求せず、また、その債権の厳密な特定を必ずしも要求しないで、債権差押命令を発することとしている。損害保険契約に基づく債権は、預貯金債権とは異なり、その差押えをするために取扱店舗等を限定しなければならないという特殊性を有していない。また、通常、損害保険契約に基づく債権は、その額が少額である。(損保協会)
- 株式や投資信託受益権、生命保険契約解約返戻金請求権については、第三者に情報提供義務を課す根拠が乏しい。(全信協)
- 生命保険解約返戻金請求権については、債権者が解約を強制することが望ましくない場合があるため、情報取得の対象とすべきではないとの意見があった。(一弁(一部))
- 一般社団法人生命保険協会は、保険契約の当事者ではないから、生命保険契約解約返戻金の差押えの際に、第三債務者となるものではなく、また、債務者が保険会社に対して有する解約返戻金請求権の有無等を知る立場にはない。生命保険協会に情報提供を義務付ける新たな制度を設けたとしても、各保険会社が生命保険協会に対して情報提供を義務付けることはできない。(生保協会)
- 株式、投資信託受益権、生命保険契約解約返戻金請求権に関する情報取得については、開示義務者の範囲を広げることの是非や、開示義務者の負担等を踏まえて、慎重に検討すべきである。(全銀協)

【注の考え方に関するその他の意見】

- その対象を、養育費請求権・婚姻費用請求権や、不法行為に基づく損害賠償請求権のように、債権者の要保護性が特に強く、速やかにその債権が実現されなければ社会正義に悖る類型の債権に限定することを条件として、試案

の注の考え方に賛成する。我が国における債権差押えの実務においては、差し押さえるべき債権の存否についての立証を要求せず、また、その債権の厳密な特定を必ずしも要求しないで、債権差押命令を発することとしているものの、強制執行には費用がかかるため、債務者の財産の存在や額がわからなければ、費用倒れを懸念して、事実上強制執行は不可能であるからである。(関弁連)

- ・ 債権者が、多数の金融機関、証券会社、保険会社等の中から債務者が契約している団体を特定することは困難であるから、1回の申立てで、統一的・網羅的に回答を得られるような仕組みを設計すべきである。(関弁連)
- ・ 信託受益権の中には、契約内容等によっては、受託者による情報提供に適さないものや、その情報提供に伴う事務負担等が大きいものがある。仮に制度の対象に信託受益権を含めるのであれば、他の金融商品との平仄も勘案するとともに、金融機関の実務に照らして実効性があり、かつ、過度の負担とならないよう、慎重な検討をお願いしたい。(信託協会)
- ・ 仮に第三者からの情報取得制度の対象に株式や投資信託受益権等を含めるとしても、その情報の具体的な範囲としては、かかる有価証券の残高の有無、取扱店舗及び有価証券の銘柄毎の残高数量のみとし、担保設定状況や過去の取引履歴等は対象外とすべきである。(日証協)
- ・ 仮に第三者からの情報取得制度の対象に株式や投資信託受益権等を含めるのであれば、それが個人情報保護法の「法令に基づく場合」に該当するため、証券会社が本人の同意を得ることなく回答をすることができることや、その回答が証券会社の私法上の守秘義務に反しないことを、何らかの方法により明らかにしていただきたい。(日証協)
- ・ 第三者からの情報取得制度の対象となる具体的範囲については、法律において例示列举するに留め、裁判例の積み重ねにより、その範囲が画されるべきである。(個人)

3 試案イ（公的機関からの勤務先情報に関する情報取得）に対する意見

【賛成】大阪弁，沖縄弁，家庭問題情報センター，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁，早稲田大研究会，個人

(1) 情報取得の必要性等に関する意見

- ・ 債務者の給与債権の差押えのためにはその勤務先を特定する必要があるから、公的機関から債務者の勤務先に関する情報を取得する必要性がある。(大阪弁，札幌弁，一弁，二弁，日弁連，広島弁)
- ・ 執行手続は、単なる債権者の私益追求のためだけの手続ではなく、国家机关が債務名義により適法に確定した権利を実現する手続であるから、執

行手続の実効性が確保されないと、国家機関に対する信頼が毀損されかねない。債務者が個人であるケースではその最も重要な財産が給与債権であることが少なくない一方で、債権者が自らその調査をすることは困難であるため、執行手続の実効性を確保する上で、公的機関が債務者の勤務先に関する情報を債権者に提供する提供することには、重要性、緊急性がある。

(大阪弁, 日弁連)

- ・ 勤務先情報の調査は困難であり、公的機関からの情報提供がなければ、他の手段で情報を得ることが困難であり、代替的手続を欠く。(大阪弁, 日弁連)
- ・ 裁判手続等により養育費が定められても、債権者の転職により強制執行ができない当事者にとって、第三者からの情報取得の必要性は高い。養育費の履行確保のために、債務者の給与債権の差押えが必要である。(家庭問題情報センター)

(2) 個人情報保護との関係に関する意見

- ・ 債務者は財産開示手続において自らの勤務先に関する情報を開示しなければならないものとされているから、その情報は債権者との間において債務者の秘密とはいえず、その情報の秘匿により保護されるべき利益は相対的に小さい。(大阪弁, 沖縄弁, 東弁)
- ・ 公的機関の保有する債務者の勤務先情報については、債務者の情報秘匿の利益よりも、債権者の権利実現の利益を優先すべきである。(日弁連)
- ・ 開示される情報が勤務先の名称及び所在地の限度であれば、プライバシー侵害の程度が大きいとはいえない。(広島弁)
- ・ 申告納税制度により公的機関が債務者から得た情報については、その目的外の開示により当該公的機関の業務に支障が生ずる可能性があるものの、勤務先情報は、債務者からの申告等を通じて取得した情報ではないから、それを開示したとしても、当該公的機関の業務に支障を生ずる可能性は低い。(大阪弁)

(3) 公的機関の事務負担や対応能力に関する意見

- ・ 公的機関において、勤務先情報は、保険加入記録等に登録されており、その情報提供をする負担は小さい。(東弁, 日弁連)

(4) その他の意見

- ・ 債権者等が他の手段では得ることが困難な情報を公的機関が提供しないときには、公的機関が債務者の義務不履行を助長しかねないのであり、その開示に応じないことは、法秩序の維持にそぐわないこととなる。(日弁連)
- ・ 弁護士会照会と地方税法第22条の守秘義務との関係については、弁護士会照会が公共的側面を有することを肯定した上で、秘密に該当する事項

を開示することが正当視されるような特段の事由が存在すれば、公的機関が保有する情報を開示することは可能であると解釈すべきである（平成13年4月6日閣議決定に係る「衆議院議員佐々木秀典君提出弁護士法第23条の2に基づく照会に関する質問に対する答弁書」参照）。このような理解を前提とすれば、法改正により、公的機関が保有する債務者財産に関する情報を取得する制度を設ければ、地方税法第22条の問題は基本的に解決されることとなる。（大阪弁）

- ・ 地方税法第22条，地方公務員法第34条第1項，日本年金機構法第25条には秘密保持義務が規定されている。これらの現行法の解釈に関しては、公的機関からの情報提供が求められた場合には、個別具体的な状況に応じ、事案の重大性や緊急性、代替手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間での比較衡量をした上で、情報提供が必要と認められる場合に、必要な範囲で情報の提供に応じることが適当であるとの考え方がある。民事執行法の改正によって設けられた制度により、特定の債務名義を取得した債権者からの申出に基づき、裁判所の決定により、公的機関が保有する債務者の特定の財産に関する情報の開示を求められた場合には、一般的・類型的判断として、上記各要素を満たすといえる。（大阪弁）
- ・ 地方税法第22条，地方公務員法第34条第1項，日本年金機構法第25条には秘密保持義務が規定されているものの、第三者からの情報取得によって情報を取得する合目的性は高く、民事執行法の改正により、公的機関から債務者の勤務先に関する情報を取得する制度を設けたときは、特段の事情がない限り、公的機関はこれに応ずるべきである。（日弁連）
- ・ 公的機関は、司法制度に協力する義務がある。（沖縄弁）
- ・ 勤務先情報を提供すべき公的機関としては、債権者の勤務地の所在地を管轄する税務署，債務者の住所地のある市町村，日本年金機構等の厚生年金保険の実施機関等がある。（札幌弁）

【反対】 いちょうの会，京都司，クレちほ，奨学会議，被連協，ヤミ金対策会議，一弁（一部），みやぎ青葉の会，43条対策会議，個人

- ・ 給与の差押えは、債務者に対して重大な威嚇力を有し、その反面として債権者による濫用のおそれが否定できないものであって、現に、これまでも、高利金融業者らにより、零細な債務者を威嚇する手段として利用されてきた。国がこうした金融業者らの取立てに手を貸すべきではない。（いちょうの会，京都司，被連協，ヤミ金対策会議，43条対策会議）
- ・ 収入が低く財産を持たないために支払をすることができない債務者は、給

与の差押えがされると、生活をすることができなくなる。(いちょうの会，京都司，クレちほ，奨学会議，被連協，ヤミ金対策会議，みやぎ青葉の会，43条対策会議)

- ・ 給与の差押えがされると、債務者が仕事をやめなければならなくなることもある。(いちょうの会，京都司，クレちほ，奨学会議，被連協，ヤミ金対策会議，一弁（一部），43条対策会議)
- ・ 債務者の勤務先の名称や所在地に関する情報は、債務者の不動産に関する情報よりも、プライバシーとして保護すべき必要性が高い。(ヤミ金対策会議)
- ・ 公的機関の保有する情報については、法定された目的以外に使用することにより、本来の行政目的の達成を妨げるおそれがあることから、より慎重に検討する必要がある。まずは、債務者本人による財産開示手続の実効性を高めるための議論を尽くす必要があるのではないか。(個人)
- ・ 養育費確保のために債務者の給与を差し押さえることは反対であるから、養育費の取立てのために、税金を使って税務情報を流用することは、納得しかねる。(個人)
- ・ 仮に勤務先情報に関する開示制度を設けるものとしても、請求債権が民事執行法第151条の2第1項各号の債権である場合に限るべきである。(京都司，奨学会議，ヤミ金対策会議，個人)

【一定の限度で試案に賛成する意見】

- ・ その対象を、養育費請求権・婚姻費用請求権や、不法行為に基づく損害賠償請求権のように、債権者の要保護性が特に強く、速やかにその債権が実現されなければ社会正義に悖る類型の債権に限定することを条件として、試案に賛成する。(関弁連，個人)
- ・ 勤務先情報の開示は、請求債権が扶養義務等に係る定期金請求権である場合に限って、認めるべきである。低所得の債務者の給与の差押えがされると、最低限度の生活すら保護されないこととなる。そのような債務者が差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることは極めて困難である。また、給与の差押えは、それにより債務者の勤務先における人事評価に重大な影響を与える可能性があり、また、場合によっては解雇につながるおそれもある。他方で、債権者が養育費等の扶養義務等に係る定期金請求権を有する場合には、その履行確保が債権者の生活保障に必要であるから、債務者の勤務先に関する情報を取得する必要性が高い。(日司連)
- ・ 勤務先情報の開示は、請求債権が、養育費、婚姻費用及び離婚に伴う財産分与及び慰謝料である場合に限って、認めるべきである。給与債権は、債務者の日々の生活の基礎となる財産であり、その差押えによる打撃の程度は大

きいほか、差押命令が職場に送達されると、債務者が退職せざるを得なくなるおともあるため、給与債権に関する情報開示は、子の生存権保障・生活基盤確保の必要性が高く、債務者の生活基盤を不安定化させてもやむを得ないといえる場合に限定するべきである。(連合)

- ・ 公的機関が保有する情報を取得することとした場合であっても、本来の行政目的を阻害しないように、その情報取得の経路や情報の取得先については、限定的にする必要がある。厚生年金の実施機関が保有する情報や税務当局のうち税務署が保有する情報は限定的であるのに対し、市町村では、一部の中途退職者を除き、ほぼ全ての給与債権に関する情報を保有しており、過去の勤務先情報を含まないとすれば、その情報取得先を市町村に限定するのが適当ではないか。(個人)

【その他の意見】

- ・ 第三者から情報を取得する制度を設けるのであれば、給与に関する情報よりも、むしろ、株式、社債、投資信託受益権等に関する情報や、不動産に関する情報を、対象とするべきである。(いちょうの会、京都司、クレちほ、奨学会議、被連協、ヤミ金対策会議、みやぎ青葉の会、43条対策会議、個人)
- ・ 債務者の不動産に関する情報を取得する制度を設けることなく、債務者の勤務先に関する情報を取得する制度を設けるのは、制度としての均衡を著しく失っている。給与の差押えは債務者に対する打撃が大きく、場合によっては債務者が職場に居づらくなり退職に至ることもあるのに対し、不動産の差押えではそのような問題はない。(連合)
- ・ 法人(事業者)の売掛債権を情報取得の対象とせず、個人(給与所得者)の給与債権を対象とすることは合理的ではない。(いちょうの会、京都司、クレちほ、被連協、ヤミ金対策会議、43条対策会議、個人)
- ・ 勤務先情報の取得に当たっては、事前又は事後速やかに、債務者に対してその旨の告知をすることで、債務者に弁済の機会等を与える必要がある。(二弁(一部))
- ・ 勤務先情報の取得については、債務者の預貯金債権等が見当たらないときに限定するなどの配慮が必要である。(福岡県弁)

4 公的機関からの情報取得に関するその他の意見

【不動産に関する情報取得に関する意見】

- ・ 公的機関から、債務者の有する不動産に関する情報を取得する制度を設けるべきである。(大阪弁、関弁連、一弁、二弁(一部)、東弁、日司連、日弁

連，連合，福岡県弁，個人)

- ・ 不動産は，一般にその価値が高く，権利実現にとって重要な財産である。不動産に関する情報は，一般に登記で公開されているとはいえ，債権者がその中から債務者が権利を有するものを検索することは事実上不可能である。(日弁連)
- ・ 不動産に関する情報は，各市町村の固定資産税徴収部門において，固定資産課税台帳により管理されている。各市町村がその情報を提供することに特段の負担が生ずることはない。(連合，個人)
- ・ 固定資産課税台帳により管理されている不動産の情報のうち，未登記不動産に関するものは，市町村は独自の利益を有しているなどの考え方もあり得るが，司法への信頼の確保という観点からは，未登記不動産に関する情報を取得の対象とすることにも合理性がある。(個人)
- ・ 不動産登記情報については，法務局のシステム上，住所及び氏名からその所有不動産を検索することが可能であるから，これを財産開示手続に用いることには何ら問題はない。(個人)

【自動車に関する情報取得に関する意見】

- ・ 公的機関から，債務者の有する自動車に関する情報を取得する制度を設けるべきである。(大阪弁，関弁連，一弁，二弁（一部），日司連，福岡県弁，個人)

【税務申告に関する情報取得に関する意見】

- ・ 勤務先以外の税務申告に関する情報についても，幅広く取得が認められるべきである。(個人)

(3) 第三者から情報を取得するための要件

ア 第三者から情報を取得する手続の申立てに必要とされる債務名義の種類やこの手続の実施要件については，後記イ及びウの事項を除き，財産開示手続に関する規律（現行の規律を見直すのであればその見直し後の規律）と同様の規律によるものとする。

イ 第三者から情報を取得する手続と財産開示手続との先後関係について，次のいずれかの規律を設けるものとする。

【甲案】（財産開示手続を前置する必要があるとする案）

(ア) 第三者から情報を取得する手続の申立てをするためには，その申立ての日前3年以内に，財産開示手続が実施されている必要があるものとする。

(イ) 第三者から情報提供を求める決定に対しては、執行抗告をすることができないものとし、同決定が債務者に告知される前であっても、第三者は情報提供を行うものとする。

【乙案】(財産開示手続を前置する必要がないとする案)

(ア) 先に財産開示手続が実施されていなくても、第三者から情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとする。

(イ) 第三者から情報提供を求める決定に対しては、債務者が執行抗告をすることができるものとする。

(ウ) 第三者から情報提供を求める決定は、確定しなければその効力を生じないものとし、同決定の第三者への告知は、その確定後にするものとする。

ウ 過去の一定期間内にこの手続により同一の第三者から情報を取得した場合であっても、この手続の再実施を制限しないものとする。

(注) 第三者から情報を取得する手続と財産開示手続との先後関係(本文イ参照)については、金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する手続については、先に財産開示手続が実施されていなくても、金融機関から当該情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとした上で、第三者から情報提供を求める決定が債務者に告知される前であっても、第三者は情報提供を行うものとする考え方があ

(意見の概要)

1 試案アに対する意見

【賛成】 沖縄弁, 家庭問題情報センター, 一弁, 二弁, 東弁, 日司連, 日弁連, 福岡県弁, 個人

- ・ 第三者からの情報取得の手続は、財産開示手続と同様に、強制執行の準備を目的として、債務者財産に関する情報を取得するものである。(沖縄弁, 一弁, 日弁連)
- ・ 第三者からの情報取得は、財産開示手続における債務者の開示義務違反に対する制裁と捉えて、財産開示手続と同様の要件を設ける必要があるものとする。(日司連)

【反対】 大阪弁, 関弁連, 札幌弁, 広島弁, 早稲田大研究会, 個人

- ・ 第三者からの情報取得の申立てをするためには、養育費請求権・婚姻費用請求権や、不法行為に基づく損害賠償請求権のように、債権者の要保護性が特に強く、速やかにその債権が実現されなければ社会正義に悖る類型の債権

を有することを必要とすべきである。第三者からの情報取得は、財産開示手続と異なり、債務者に事前に知らされないまま第三者から情報取得がされる点において、プライバシー等の侵害を伴うものであるからである。(関弁連)

- ・ 第三者からの情報取得は、財産開示手続とは全く別の制度であるから、その実施要件を財産開示手続と関連付けて検討する必要はない。(広島弁)
- ・ 第三者から情報を取得するための実施要件のうち、先に実施した強制執行の不奏功等の要件については不要とすべきである。第三者からの情報取得においては、債務者の出頭義務や債務者に対する制裁がないという点で、財産開示手続とは異なるからである。(大阪弁)
- ・ 財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大する場合であっても、第三者からの情報取得の申立てに必要とされる債務名義の種類については、現行の財産開示手続と同様の範囲に限定すべきである。(札幌弁)
- ・ 財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類も拡大するべきでないとの立場から、第三者からの情報取得の申立てに必要とされる債務名義の種類も拡大されるべきではない。(個人)

2 試案イに対する意見

【甲案に賛成】日司連, 早稲田大研究会, 個人

- ・ 個人情報保護の観点からみると、強制執行の対象となる債務者財産の調査を債権者の役割とする現行法においては、財産開示手続は、債務者のプライバシーや営業秘密等を含む情報を債務者自身の陳述により開示させる点にその正当性の根拠がある。第三者からの情報取得は、財産開示手続において債務者が不出頭や陳述拒絶等によりその陳述の機会を放棄したとみなすことにより、その正当化が可能である。(日司連)
- ・ 乙案では、債務者の関与がほとんどないままに、債務者のプライバシーや営業秘密等が含まれる情報を債権者が取得することができる点となる点で、個人情報保護の観点からの正当化の根拠が薄弱である。(日司連)
- ・ 勤務先等の状況についての公的機関への情報提供は、法律の定めによって強制的に行われていることから、その情報を外部に提供することに先立って、財産開示手続において債務者自身が陳述する機会を設けるべきである。(個人)

【乙案に賛成】家庭問題情報センター, 個人

- ・ 養育費は少額の定期金給付であり、速やかに必要な情報を取得することができる手続が望ましい。(家庭問題情報センター)

【乙案(ア)に賛成し、(イ)(ウ)に反対】大阪弁, 沖縄弁, 関弁連, 札幌弁,

一弁，二弁，東弁，日弁連，広島弁（形式的には反対），福岡県弁，個人（注の考え方の適用範囲を，預貯金債権に関する情報取得の場面に限らず，全ての種類の情報取得の手續に拡大すべきであるという趣旨の意見を含む。）

(1) 甲案の問題点を指摘する意見

- ・ もともと債務者自身の陳述から債務者財産に関する情報を取得することは困難であり，特に，敵対的な関係の債務者からの情報取得は不可能に近い。（大阪弁，日弁連）
- ・ 財産開示手續を前置しなければならないものとされれば，債務者財産に関する情報を機動的に取得することができないおそれがある。（福岡県弁）
- ・ （債権回収のために有用性の低い）財産開示手續を前置することは，債権者に迂遠を強いる結果となる。（札幌弁，東弁）
- ・ 財産開示手續を前置すると，債務者による財産隠匿のおそれがあるが，第三者からの情報取得の手續を設けるに当たっては，資産隠匿の危険性を考慮し，手續の密行性を優先させるべきである。（大阪弁，沖縄弁，関弁連，札幌弁，東弁，日弁連，広島弁）
- ・ 債務者が訴訟手続中に資産隠しをする可能性も少なくないが，強制執行の着手を契機に債務者が資産隠しをする例も少なくない。そのため，訴え提起から時間が経過したことを理由として，財産開示手續を前置したとしてもそれにより資産隠しの危険性が高まるわけではないとする見方は，誤りである。（大阪弁，日弁連）
- ・ 甲案においては，財産開示手續を実施した結果として債務者が財産を隠匿した場合について特段の配慮を示していない。（大阪弁）
- ・ 甲案の規律が設けられると，今後，金融機関等が，弁護士会照会を受けた際にも，財産開示手續が前置されていないことを理由に，回答を拒絶する可能性がある。そうなれば，第三者からの情報取得制度の新設が，弁護士会照会制度の利便性を阻害することとなってしまう。（札幌弁）

(2) 乙案の（イ）及び（ウ）の問題点を指摘する意見

- ・ 乙案の（イ）及び（ウ）の規律によれば，債権者が第三者から債務者財産に関する情報を取得する前に，手續の申立ての事実が債務者に伝わってしまう。債務者による財産隠しを避けるため，密行性が必要である。（大阪弁，沖縄弁，関弁連，一弁，二弁，東弁，日弁連，広島弁，福岡県弁，個人）
- ・ 乙案の（イ）及び（ウ）の規律が設けられると，今後，金融機関等が，弁護士会照会を受けた際にも，債務者本人への通知がないことを理由に，回答を拒絶する可能性がある。そうなれば，第三者からの情報取得制度の新設が，弁護士会照会制度の利便性を阻害することとなってしまう。（札幌

弁)

(3) 第三者の負担に関する意見

- ・ 第三者からの情報取得は、第三者に一定の負担を負わせるものであるが、第三者からの情報取得は民事執行制度の信頼性に関わる重要な制度であることや、第三者や情報の範囲を限定し、第三者に対する費用の支払をすることによって、そのような負担を負わせることを正当化することができる。
(広島弁)

(4) 債務者に対する手続保障の要否に関する意見

- ・ 債務名義があるにもかかわらずなお任意の弁済をしない債務者に対して手続保障の機会を付与する必要性は、相当に減退しているというべきである。(大阪弁)
- ・ 公務員の守秘義務よりも債務者財産に関する情報開示を受ける利益の方が上回ると一般的・類型的にいえる場合には、債務者に対する執行抗告の機会の付与は必須ではない。(大阪弁)
- ・ 債務者が既に請求債権の弁済をしている場合や、債務名義上の債務の存在を争うような場合には、債務者への手続保障を図ることに一定の意味があると思われるものの、それ以外の場面においては、債務者に対する手続保障を図る必要性がある場面は想定し難い。(札幌弁)
- ・ 債務名義が存在している段階では、債務者のプライバシー等の保護よりも、債権者の債権回収の利益を重視すべきである。(広島弁)
- ・ 手続保障を設ける趣旨は、究極的には債務者のプライバシーや営業秘密等を保護することにあるが、しかし、第三者からの情報取得の対象を預貯金債権等に限定するのであれば、これによるプライバシーの侵害の程度は限定的であるし、営業秘密の侵害が生ずるのは稀である。(日弁連)
- ・ 第三者からの情報提供により債務者の利益が害されることがあるとしても、損害賠償のような事後的な手続によって図ることで足りる。(大阪弁、関弁連、日弁連、広島弁)
- ・ 第三者からの情報取得の手続が実施されたことを債務者に告知するのは、債権者が執行に着手するのに合理的な期間（例えば、第三者による情報提供から8週間）が経過した後にするのが良い。(大阪弁、日弁連)
- ・ 債務者が、「新たな制度によって、いきなり裁判所から銀行に対して問い合わせるのではなく、先に自分に対する財産開示手続を実施してくれれば、自分は、財産開示に応じたはずである。」と考えるのであれば、それ以前に、任意の弁済をするか、または、自らの資産状況を債権者に対して積極的に説明し、自らの弁済の意思と能力があることを説明するなどの対応をしておくべきである。(大阪弁)

- ・ 債権者が強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていないのに、第三者から情報を取得した場合については、損害賠償で対応することとすべきである。(個人)
- ・ 家事事件手続法では、履行を勧告するために債務者に特段の手続保障を与えることなく、銀行等に対して債務者の財産について報告を求めることができる制度を採用している。(個人)

(5) その他の観点に関する意見

- ・ 裁判手続と弁護士会照会との比較対照によって制度設計を考えるのが合理的ではないとの批判については、理解することができない。財産開示手続と弁護士会照会制度の実施件数の比較等からして、我が国の現在の法律実務が弁護士会照会制度によって実施、運用されていることは明らかであり、このような我が国の現状を鑑みることなく立法を提案することは、それこそ合理的ではない。(大阪弁)
- ・ 財産開示手続においては、債務者は、裁判所に出頭した上で、原則として全ての財産に関する情報を開示しなければならない、かつ、手続違背に対しては制裁が科されることを考慮すれば、第三者からの情報取得の方が財産開示手続よりも債務者の負担は小さい。(大阪弁，日弁連)
- ・ 債務者の財産状況を把握する上では、債務者自身の陳述からの情報取得と第三者からの情報取得の両ルートからのアプローチを可能とすべきであり、その一方を他方に前置する必要はない。(沖縄弁)
- ・ 現状において、弁護士会照会により第三者から債務者財産に関する情報を取得する際には、債務者に特段の反論の機会とは与えられていないが、そのことによって格別の不都合が生じているとの指摘はない。債権者が第三者から情報を取得するに当たって債務者に反論の機会を付与する必要があることを裏付ける立法事実はない。(東弁)
- ・ 第三者からの情報取得は、財産開示手続とは全く別の制度であるから、その実施要件を財産開示手続と関連付けて検討する必要はない。(広島弁)
- ・ 財産開示手続においては債務者の陳述の真実性を検証する手段に乏しい一方で、第三者が債務者財産に関する虚偽の陳述をする可能性は低いとため、財産開示手続よりも、第三者からの情報取得の方が、債務者財産に関する情報をより正確に把握できるという点で優れている。(日弁連)

【その他の意見】

- ・ 甲案に対しては、第三者から情報提供を求める決定がされたことを債務者に告知する時期が明確に定められなければ、実務上混乱が生ずるとの指摘があった。(裁判所)

- ・ 乙案に対しては、執行機関が、債務者からの執行抗告の有無等を管理しなければならず、その上、一部の照会先についての情報取得決定に対してのみ執行抗告をすることが許されるとすると、その管理が一層複雑となり、大量の申立てが見込まれる第三者からの情報取得手続にはなじまないとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 注の考え方については、債務者に回復し難い損害が生ずるおそれがあるとの指摘があった。仮に要件を欠く申立てによって情報が取得されてしまった場合には、当事者間において損害賠償請求等の紛争を別途生じさせる結果となるほか、その場合に執行機関に送付された閲覧制限等の申立ての可否が問題となるとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 注の考え方については、情報取得後、情報提供を求める決定が住所不明等により債務者に通知することができない場合に、債権者からの協力が得られないおそれがあるとの指摘があった。(裁判所)

3 試案ウに対する意見

【賛成】大阪弁，関弁連，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日弁連，広島弁，福岡県弁，個人

- ・ 再実施を制限すれば、第三者において情報提供をしたかどうかを管理する必要が生じ、かえって第三者の負担が重くなるおそれがある。(関弁連，札幌弁，一弁，東弁，日弁連)
- ・ 預貯金債権は日常的に変動することがあり得る。(大阪弁)
- ・ 債務者財産の変動の頻度が高くなっている実情に鑑みれば、再実施を制限しないのが適切である。(関弁連，東弁，日弁連)
- ・ 先行事件の事件記録が債権者の近隣の裁判所に存在するとは限らないため、事件記録の閲覧等による対応には困難が伴う。(札幌弁)
- ・ 再実施の制限をしないことは、第三者からの情報取得の手続を利用しやすくするものである。(二弁)

【反対】早稲田大研究会，沖縄弁，日司連

- ・ 債務者が財産開示期日における開示義務に違反したからといって、それにより半永久的に第三者からの情報取得が可能となってしまうのでは、債務者に対する制裁として重すぎる。第三者に対して情報提供を求めることができるのは、財産開示手続が実施されてから合理的な期間内に制限すべきである。(日司連)
- ・ 再実施をある程度制限しないと、債権者が一定の期間おきに第三者からの情報取得の手続を申し立てることで、債務者の預貯金の動きがないかを常時

監視することが可能となってしまう。(早稲田大研究会)

- ・ 第三者からの情報取得を求める申立てが、既に実施された手続と重複するものであるか否かについては、裁判所において適切に記録を管理すれば、第三者の負担が重くなることはない。(日司連)

4 実施要件に関するその他の意見

- ・ 第三者の負担を軽減するため、第三者からの情報取得の手続の申立てについては、少額訴訟における民事訴訟法第368条第1項ただし書と同様に、同一地方裁判所において同一の年に申立てをすることができる回数を制限するべきである。(日司連)

(4) 回答の送付先等

情報提供を求められた第三者は、執行機関に対し、債務者財産に関する情報を回答するものとする。この回答についての閲覧等の請求(民事執行法第17条)は、申立人、債務者、当該第三者のほか、この手続の申立てに必要とされる債務名義を有する他の債権者に限り、することができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】全信協，大阪弁，沖縄弁，関弁連，家庭問題情報センター，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁，早稲田大研究会，個人

- ・ 第三者からの回答を執行裁判所が保管し、申立て資格を有する他の債権者が事件記録の閲覧等を行うことができるものとするのは、第三者の負担を軽減するために有益である。(沖縄弁，札幌弁，一弁，東弁，日弁連)
- ・ 執行機関に対する回答の方が、申立人(又はその代理人)に対する回答よりも、第三者の抵抗が少ない。(関弁連)
- ・ 第三者の情報提供義務の履行の有無を巡る紛争を防止する必要がある。(沖縄弁，札幌弁，日弁連)
- ・ 債務者の手続保障を図るため、債務者が執行機関を通じて第三者からの回答内容を確認することができるようにすべきである。(札幌弁，日弁連)
- ・ 試案の内容は、円滑な情報提供に資する。(二弁)
- ・ 債務者による財産隠匿を防ぐため、一定の期間が経過するまでは、債務者が事件記録を閲覧することができないようにすべきである。(一弁)
- ・ 債務者のプライバシー等に配慮するため、閲覧等を行うことができる者の範囲を限定すべきである。(関弁連)

【反対】日証協

- ・ 回答の送付先は、執行機関ではなく、申立人とし、その回答内容を債務者や他の債権者が閲覧することができないようにすべきである。顧客の中には、証券会社が裁判所の調査に回答しないよう強く要請しているものがあるため、そのような顧客が証券会社のした回答内容を閲覧することができるものとする、認識の違いなどを理由とするクレーム等に発展する可能性があり得る。
(日証協)

【その他の意見】

- ・ 正当な理由なく情報提供を拒んだ第三者に対する罰則を設けるべきである。現在の実務においては、裁判所からの調査嘱託に対し、第三者が回答を拒否する例があるからである。(関弁連、一弁)
- ・ 第三者が、執行機関だけでなく、債権者に対しても、回答を送付するものとするべきであるとの意見があった。(一弁)
- ・ 口座の名義人として登録されている氏名・住所等が、裁判所の決定で示された債務者の氏名・住所等と異なる場合には、金融機関が提供する債務者財産に関する情報に漏れがあり得るが、そのような場合において、情報提供を求められた金融機関に対して制裁を科すべきではない。(日証協)

(5) 第三者に対する費用等の支払

情報提供を求められた第三者が、回答に要する費用等の支払を請求することができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】全信協，全銀協，大阪弁，沖縄弁，関弁連，家庭問題情報センター，一弁，二弁，東弁，日司連，日証協，日弁連，広島弁，福岡県弁，早稲田大研究会，個人

(1) 費用等の支払の必要性に関する意見

- ・ 第三者からの情報取得制度により、回答を求められる第三者は、一定の事務的な負担を負うこととなる。(全銀協，沖縄弁，関弁連，東弁，日司連，日弁連，福岡県弁)
- ・ 回答を求められる第三者が、回答をするに当たり費用を拠出する場合がある。(一弁)
- ・ 第三者への費用等の支払は、制度の円滑な実施のために必要である。(関弁連，日弁連)

- ・ 費用等の支払をするものとした方が、情報提供義務を課される第三者の納得を得やすい。(一弁)
- ・ 現状においても、弁護士会や裁判所等からの調査への回答は、少なからず担当部門の負担となっている。回答に必要な費用等を申立人が負担するものとする事で、公正かつ適切な制度運営を期待することができる。(日証協)

(2) 費用の額や支払方法等に関する意見

- ・ 金融機関が簡便に費用等の請求をすることができるよう、第三者が請求することができる費用等の額を予め定めておくべきである。(全信協, 全銀協)
- ・ 第三者が回答に要する費用等は、基本的に、郵送費や事務手数料程度であり、その額は低額であると思われる。情報提供のための報酬として第三者への高額な支払が必要とされることは避けるべきである。(大阪弁)
- ・ 第三者が請求することができる費用の額は、調査嘱託の際に認められるものと同程度とすべきである。(関弁連)
- ・ 過度な費用請求がされないようにすべきである。(一弁)
- ・ 第三者に支払うべき費用の額は、定額かつ低額とする方向で議論を進めるべきである。(日弁連, 個人)
- ・ 実費相当額を超える費用の請求は認められないものとするべきである。第三者からの情報取得は、強制執行制度を実施する前段階のものであり、第三者は法制度の実施に協力すべき義務を負うから、実質的に収益に当たるような手数料の徴収は認めるべきではない。(広島弁)
- ・ 調査嘱託については、裁判所に費用の予納をすることなく、直接第三者に対して費用等を支払う例が多い。第三者から債務者財産に関する情報を取得する手続においても、これと同様のものとするれば、第三者ごとに費用の額が区々となり、第三者間の不公平を招く危険性がある。(日弁連)
- ・ 金融機関が申立人から直接費用等の支払を受ける制度では、申立人が当該費用等を支払わないおそれがあるため、申立人が裁判所に当該費用等を予納し、裁判所が金融機関に対してその費用等の支払をする制度とすべきである。(全信協)

【反対】札幌弁, 個人

- ・ 弁護士会照会においては、原則として照会先に対して費用の支払をしていない。新設される第三者からの情報取得制度において費用等の支払を必要とすると、その影響が弁護士会照会にも波及するおそれがある。仮に費用の支払が必要であるとしても、その額は、回答に要する費用の実費に相当する部

- 分に限定すべきであり、その報酬等の支払を必要とすべきではない。(札幌弁)
- ・ 開示義務者の範囲は公的機関に限定するという私見からは、費用等の支払についての規定は不要である。(個人)

(6) 情報の保護

債務者財産に関する情報の提供を受けた申立人及びその情報に関する事件記録の閲覧等をした債権者は、当該情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとし、この規律の違反に対する罰則を設けるものとする。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，沖縄弁，関弁連，家庭問題情報センター，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁，早稲田大研究会，個人

- ・ 個人情報保護の観点から、情報の目的外利用は制限されるべきである。(沖縄弁，個人)
- ・ 第三者から提供される情報は、他の法令によっては取得することができないものが含まれている。(東弁)
- ・ 第三者から提供を受ける情報は、債務者のプライバシーや営業秘密等に関わるものであり、情報の目的外利用を制限する必要性は高い。(日弁連，福岡県弁)
- ・ 目的外利用に対する制裁は過料とすべきであり、刑事罰とするのは相当ではない。(札幌弁)
- ・ 現行の財産開示手続で得られた情報が目的外利用された事実があったとの情報に接したことはない。情報の目的外利用に対して刑事罰を科するものとするについては慎重に検討すべきである。(日弁連)
- ・ 秘密性の極めて高い重要な情報が開示される以上、これを取得した権利者側にも重い守秘義務を課すことは必要であるし、債権回収に直接必要な方法以外の情報利用は強く制約されるべきである。(個人)

【その他の意見】

- ・ 「その本旨」や「目的外利用」の内容については、柔軟に解釈すべきである。(関弁連)
- ・ 同一事業者に対する被害者が多数存在する詐欺被害事案のように、同一の弁護士又は弁護団が複数の被害者を受任する場合には、ある被害者のために取得した情報を他の被害者の手続等のために利用することを認めるべきであ

る。(関弁連, 二弁 (一部), 広島弁)

- 同一債務者に対して複数の債権を有している債権者が, 特定の債権行使のために第三者から情報を取得した場合には, 他の債権行使のためにその情報を利用することを認めるべきである。(広島弁)

第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

(総論的事項に関する意見)

- ・ 近年、公共事業や企業活動等からの暴力団排除の取組が官民を挙げて行われており、不動産取引の分野においても、様々な措置が講じられている。これに対し、民事執行法による不動産競売においては、暴力団員であることのみを理由として不動産の買受けを制限する規律は設けられていない。このため、暴力団が、不動産競売において買い受けた建物を事務所として利用する事例や、その転売により高額な利益を得た事例等があり、不動産競売が民間等における暴力団排除の取組の抜け道となってしまうている。(大阪弁、神奈川県弁、岐阜県弁、札幌弁、一弁、二弁、東弁、日司連、日弁連)
- ・ 暴力団の活動の拠点である暴力団事務所は、対立抗争が発生すると反目する暴力団による攻撃の対象となるから、極めて危険であり、周辺住民が平穩に居住する権利(人格権)を侵害する存在である。(大阪弁、岐阜県弁、札幌弁、二弁、日弁連)
- ・ 民間の不動産取引に関して、各都道府県の暴力団排除条例の多くは、譲渡の相手方が当該不動産を暴力団事務所の用に供しないことを確認すべき義務等を課している。また、民間取引では、買主が暴力団員等の反社会的勢力である場合には、不動産を譲渡しないことが一般的になっている。(大阪弁、岐阜県弁、札幌弁、二弁、日弁連)
- ・ 国有地の売却については、「一般競争入札等の取扱いについて」に定める手続によって、暴力団員等による国有地の買受けが規制されている。(大阪弁、岐阜県弁、札幌弁、二弁、日弁連)
- ・ いったん暴力団関係者が不動産の所有権を取得して暴力団事務所が開設されてしまうと、その排除が困難であるのが実情である。(岐阜県弁)

【その他の意見】

- ・ 試案で示された方策によれば結果的に競売手続の迅速性が損なわれる可能性があるものの、公益のために真の実効性を追求するには銀行としてある程度の受忍もやむを得ないと考えられるため、方向性に異論はない。(全銀協)

1 買受けを制限する者の範囲

(1) 次に掲げる者による不動産の買受けを制限するものとする。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、アとイを

併せて「暴力団員等」という。）

- ウ 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの
- (2) (1)のいずれかに該当する者の計算において買受けの申出をした者による不動産の買受けを制限するものとする。

(意見の概要)

1 試案(1)アに対する意見

【賛成】大阪弁、沖縄弁、神奈川県弁、岐阜県弁、札幌弁、一弁、二弁、東弁、日司連、日弁連、広島弁、早稲田大研究会、個人

- ・ 買受け制限の対象とする「暴力団員」の範囲については、実質的に定義すべきである。(大阪弁、二弁、日弁連)

2 試案(1)イに対する意見

【賛成】大阪弁、沖縄弁、神奈川県弁、岐阜県弁、札幌弁、一弁、二弁、東弁、日弁連、広島弁、早稲田大研究会、個人

- ・ ある者が現に暴力団員であるか否かを判断することが極めて困難であることや偽装離脱が少なくないこと等に鑑みれば、他の法令の定めや民間取引の例にならい、「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を買受け制限の対象とすべきであり、かかる者を対象とすることに目的達成の手段としての合理性もある。(大阪弁、札幌弁、二弁、東弁、日弁連)
- ・ 買受け制限の対象とすべき元暴力団員の範囲については、「暴力団員でなくなった日から5年」という期間が問題となり得るが、ある者が現に暴力団員に該当するか否かを判断することが困難であることに加え、暴力団の影響を受けている可能性がある者を広く排除する必要性や、民間取引の例等との平仄を踏まえれば、5年という期間が長期に過ぎるものではない。(一弁)

【反対】日司連、個人

- ・ 一定の範囲で元暴力団員の買受けを制限する必要があるものの、その範囲については慎重な検討を要する。最判平成27年3月27日民集69巻2号419頁は、市営住宅条例における暴排条項の合憲性を判断するに当たり、「暴力団員は、自らの意思により暴力団を脱退し、そうすることで暴力団員でなくなることが可能である」ことをその理由として掲げている。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条の5第2項は、準暴力的要求行為を行うことが禁止される者として、「指定暴力団員の威力を示すことを常習とする者」で当該指定暴力団の「指定暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を対象としており、その内実を区別する姿勢がある。

不動産競売における買受け制限の対象についても、少なくとも、同項と同様の範囲とすべきである。(日司連)

- ・ 試案(1)イについては、「暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者」とすべきである。元暴力団員の範囲については、各種業法において5年とする例もあるが、今回の立法は、単に不動産を取得するだけであり、元暴力団員の買受けを制限するのは、離脱の偽装を排除するためだけであるから、3年で足りる。また、民間の取引においても5年とする例が多いが、今回の立法は、法律により国民の制限を制限するものであるから、必要以上の制限をすべきではない。(個人)

3 試案(1)ウに対する意見

【賛成】 大阪弁, 沖縄弁, 神奈川県弁, 岐阜県弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 東弁, 日司連, 日弁連, 広島弁, 早稲田大研究会, 個人

- ・ 不動産競売においては法人が買受人となる場合が多いことを考慮すれば、暴力団への不動産の供給減を断つという目的を達成するためには、暴力団と関連のある法人の買受けを制限することが必要である。(大阪弁, 札幌弁, 二弁, 東弁, 日弁連)
- ・ 実際に、暴力団の組長が代表取締役を務める株式会社や暴力団員が役員を務める法人等が不動産競売において取得した物件が、暴力団事務所として利用されている事案がある。(神奈川県弁, 岐阜県弁)

【その他の意見】

- ・ 登記事項でない役員がいる場合には、役員の特定に支障を生ずるおそれがあるとの指摘があった。(裁判所)

4 試案(2)に対する意見

【賛成】 大阪弁, 沖縄弁, 神奈川県弁, 岐阜県弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 東弁, 日司連, 日弁連, 広島弁, 早稲田大研究会, 個人

- ・ 試案の(1)アからウまでの者が、暴力団員以外の関係者を利用して不動産を入手することを防止する必要があるから、民事執行法第71条第3号にならって、その買受けを制限すべきである。(大阪弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 東弁, 日弁連, 個人)
- ・ 民事執行法第71条第3号は、同条第2号の資格制限の潜脱を防止する趣旨で、買受資格を有しない者が自己の計算において他人名義で買受けの申出をさせることを禁じており、同条第4号にも同趣旨の規定がある。これにならい、暴力団員の買受け防止についてこれらと異なる規律とする理由はない。

(日弁連)

- ・ 試案(2)のような規律を設けること自体により、一定の抑止効果があり、民事執行法第71条第3号を踏まえると、現行法とも整合性がある。(個人)

【その他の意見】

- ・ 暴力団員該当性に加え、出捐者が誰かを適切に認定することは、困難であるとの指摘があった。(裁判所)

5 買受けを制限する者の範囲に関するその他の意見

- ・ 試案に掲げられた者のほか、いわゆる周辺者の買受けを制限するか否かが問題となるが、周辺者の範囲が不明瞭であることから、買受け制限の対象には含めないとする案に賛成する。(沖縄弁)

2 執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限

執行裁判所は、最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が1(1)のいずれかに該当する者であると認めるときは、売却不許可の決定をしなければならないものとする。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，沖縄弁，神奈川県弁，岐阜県弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，早稲田大研究会，個人

- ・ 暴力団員等が不動産競売を通じて不動産を取得することを防止するためには、罰則等の事後的な制裁のみでは不十分であり、民事執行の手續の過程において、これらの者による買受けを許さないものとする仕組みを構築する必要がある。そのための仕組みとしては、最高価買受申出人が暴力団員に該当することなどを売却不許可事由として規定するのが適切である。(大阪弁，二弁，東弁，日弁連)

【その他の意見】

- ・ 最高価買受申出人が暴力団員に該当するか否かについて執行裁判所が実質的に審査しなければならないとした場合には、警察からの回答結果の信用性を吟味しなければならないが、その判断をするに足りる裏付け資料が回答に添付されるのかが不明であるとの指摘があった。また、最高価買受申出人が暴力団員に該当するとの回答があった場合に、予め最高価買受申出人に反論の機会を与える必要があるか否かが明らかでないとの指摘があった。(裁判所)

- ・ 最高価買受申出人が暴力団員に該当するか否かの判断を、警察から寄せられる情報のみに依拠してすることにより、競売手続の円滑性を確保することができる。(日司連)

3 2の判断のための警察への照会

(1) 最高価買受申出人についての警察への照会

ア 警察への照会のために必要な事項の明示

(ア) 不動産の売却の手続において、買受けの申出をしようとする者は、その買受けの申出の際に、自己（その者が法人である場合にあつては、その役員）の氏名、生年月日及び性別その他警察への照会に必要な事項を明らかにしなければならないものとする。

(イ) 買受けの申出をしようとする者は、(ア)の事項を証するため、住民票の写しその他の文書を提出しなければならないものとする。

イ 執行裁判所による照会の時期及び対象

(ア) 最高価買受申出人が決定した後、執行裁判所は、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、警察への照会をするものとする。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、執行裁判所は、(ア)の警察への照会をしなくても、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該当すると認められないと判断される事情があるときは、(ア)の警察への照会をせずに、売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする。

(2) 自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者についての警察への照会

ア 最高価買受申出人が決定した後、執行裁判所は、最高価買受申出人が第三者の計算において買受けの申出をした者であると認めるときは、当該第三者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、警察への照会をするものとする。

イ アの規定にかかわらず、執行裁判所は、アの警察への照会をしなくても、アの第三者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該当すると認められないと判断される事情があるときは、アの警察への照会をせずに、売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，沖繩弁，神奈川県弁，岐阜県弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，早稲田大研究会，個人

- ・ 暴力団員等に関する情報は，警察に照会しない限り容易に収集することができないから，暴力団員による買受け防止の方策の実効性を確保するためには，警察への照会が必要である。(大阪弁，沖繩弁，神奈川県弁，岐阜県弁，一弁，二弁，東弁，日弁連)
- ・ 買受けの申出をした者に照会に必要な事項を明示させることは必要であり，また，その誤りや虚偽陳述を防ぐため，その事項の正確性を担保するための文書提出を義務付けることが適切である。(大阪弁，二弁，日弁連)
- ・ 警察への照会のために必要な事項の明示は，買受けの申出をしようとする者にとっては負担となるものであるが，暴力団員による買受け防止という目的のためには，やむを得ないものである。(沖繩弁)
- ・ 法人の役員の生年月日等を証明するための文書としては，必ずしもその住民票による必要はなく，その生年月日等が記載された役員名簿に代表者による正確性の証明を付させた文書によるなどの代替手段が考えられる。(大阪弁，日弁連)
- ・ 執行裁判所が，最高価買受申出人等が暴力団員等に該当するとは認められないと判断するに足る資料を有しているとき等は，警察への照会を行う必要性，合理性を欠くから，警察への照会をせずに，売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする試案の規律は適当である。(大阪弁，札幌弁，二弁，東弁，日司連，日弁連)

【その他の意見】

- ・ 氏名（ふりがなを含む。），生年月日，性別等を明らかにさせ，それらを証するために住民票を提出させることについては，基本的に賛成であるが，買受けの申出をしようとする法人が，近接する時期に行われた他の競売手続において売却許可決定を受けていたような場合には，その役員の住民票の提出を省略することができるものとするなどの運用上の柔軟な工夫が期待される。(一弁)
- ・ 執行裁判所において，警察への照会をまたずに，最高価買受申出人が暴力団員等であると認定することができるような場合もあり得るため，そのような場合には，警察への照会をすることなく，売却不許可の決定をすることができるようにすべきである。(一弁)
- ・ 試案(1)イ(イ)の「暴力団員等に該当するとは認められない」場合としては，例えば，落札件数の多い宅建業者が最高価買受申出人である場面があり得るが，暴力団員がそのような業者を介して入札することも想定されるため，そ

の要件を明確化・実質化すべきである。(二弁)

- ・ 試案(2)に規律に対しては、予め執行裁判所に対して第三者の住民票の写し等が提供されるわけではないため、警察への照会を行うために必要な人定事項が不明であるとの指摘があった。また、仮に、職権で第三者の人定事項を調査したとしても、最高価買受申出人が第三者の計算において買受けの申出をしたこと自体を否認するのが通常である以上、第三者の人定事項が明らかになることはほとんどないと思われるとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 特別売却の場合についても、暴力団員等に該当するか否かを審査するための仕組みを検討しておく必要がある。(早稲田大研究会)
- ・ 代金不納付により民事執行法第80条第2項が適用される場面では、代金不納付となった段階で、売却許否の決定をする前に警察への照会等を行い、次順位者が暴力団員等に該当するか否かを判断することになろう。(早稲田大研究会)

4 暴力団員に該当しないこと等の陳述

(1) 陳述の内容等

ア 買受けの申出をしようとする者(法人である場合を除く。)は、買受けの申出の際に、次に掲げる事項を宣誓の上で陳述しなければならないものとする。

(ア) 自らが暴力団員等ではないこと。

(イ) 自らが、暴力団員等、又は法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないこと。

イ 法人である買受けの申出をしようとする者の代表者は、買受けの申出の際に、次に掲げる事項を宣誓の上で陳述しなければならないものとする。

(ア) 当該法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者がいないこと。

(イ) 当該法人が、暴力団員等、又は法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないこと。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁、沖繩弁、神奈川県弁、岐阜県弁、札幌弁、一弁、二弁、東弁、日司連、日弁連、広島弁、早稲田大研究会、個人

- ・ 民間の取引や公有地の売却等においては、取引の相手方に対し、自らが暴

力団員ではないこと等を誓約させる方式が広く定着しており、その事前抑止効果が高く評価されている実情がある。(大阪弁、神奈川県弁、岐阜県弁、二弁、東弁、日弁連)

- ・ 買受けの申出の際に一定の陳述を義務付けることは、買受けの申出をしようとする者にとっては負担となるものであるが、暴力団員による買受け防止という目的のためには、やむを得ないものである。(沖縄弁)

(2) 虚偽陳述に対する制裁

ア 保証の不返還

(7) 最高価買受申出人(その者が法人である場合にあってはその代表者)が故意により虚偽の陳述をした場合において、最高価買受申出人につき2による売却不許可の決定が確定したときは、執行裁判所は、当該最高価買受申出人が民事執行法第66条の規定により提供した保証の返還を請求することができない旨を決定することができるものとする。

(イ) (7)の決定に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

(ウ) (7)の決定により最高価買受申出人が返還を請求することができない保証は、民事執行法第86条第1項に規定する売却代金とするものとする。

イ 罰則

(1)の陳述をした者が(故意により)虚偽の陳述をした場合につき、罰則を設けるものとする。

(意見の概要)

1 試案ア(保証の不返還)に対する意見

【賛成】大阪弁、岐阜県弁、札幌弁、一弁、二弁、東弁、日司連、日弁連、広島弁、早稲田大研究会、個人

- ・ 最高価買受申出人等が暴力団員等であった場合には売却不許可決定がされることとなるが、この場合には競売手続が遅延することが避けられない。遅延による関係人の不利益を補うため、保証の不返還の制裁が必要である。(大阪弁、二弁、日弁連)
- ・ 保証の不返還の根拠としては、暴力団対策法や金融機関等による反社対応等により、暴力団員等に対する金融・信用供与が著しく制限されている現状においては、その原資は何らかの不法行為による収益に基づくものである可能性が高く、これを売却不許可決定によって暴力団員等に返還することは、そのような不法収益に基づく可能性が高い資金を暴力団員等に結果的に保持

させてしまう結果となって相当ではなく、むしろこれを配当原資とすることで、正常な債権回収に資する形で利用すべきであるという意見があった。(早稲田大研究会)

【保証の不返還に関するその他の意見】

- ・ 保証の不返還に関しては、執行手続の中で最高価買受申出人の故意を認定することは容易ではなく、保証の不返還決定をすることが實際上困難となるおそれがあり、保証の不返還の規律が制裁として機能しないことが懸念されるとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 売却不許可決定の中で保証の不返還についても決定するものとするか、(売却不許可決定とは別にする) 保証の不返還の決定に対しては暴力団員該当性を争うことができないものとしなければ、暴力団員該当性を二重に争えることとなり、手続経済に反するとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 保証の不返還の制度は、手続を重くする。また、虚偽陳述を防止するためには、これに対する刑罰を設ければ足りるから、保証の不返還にこだわるべきではない。(個人)

2 試案イ(罰則)に対する意見

【賛成】大阪弁, 岐阜県弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 東弁, 日司連, 日弁連, 広島弁, 個人

- ・ 陳述の仕組みの実効性を確保し、虚偽陳述を可及的に防止する観点から、保証の不返還や罰則が必要である。(大阪弁, 二弁, 日司連, 日弁連)
- ・ 陳述の仕組みの実効性を担保するためには制裁が必要であると考え。ただし、「虚偽の陳述」には、それが故意にされたものである旨を包含することから、試案の「故意による」や「故意により」の文言は削除すべきである。(神奈川県弁, 東弁)
- ・ 虚偽の陳述に対する罰則の根拠は、民事執行手続の適正な運営という社会的法益の保護にあるから、その罰則としては、民事執行法第205条第1項と整合する規律を設けるべきである。(札幌弁)
- ・ 虚偽陳述に対する罰則については、虚偽の陳述に加えて、不動産を競落したことを構成要件とすべきである。(一弁)

【罰則に関するその他の意見】

- ・ 試案によれば、暴力団員が虚偽の陳述をして買受けの申出をした場合においては、売却不許可決定がされれば保証の不返還の制裁があり得るのに対して、売却許可決定がされた場合にはこれに相当する制裁がない。売却許可決

定がされた場面における制裁については、①売却不許可決定がされた場合との制裁の均衡、②当該売却許可決定による買受けの民事上の効力について、更に検討する必要がある。(札幌弁)

- ・ 暴力団員が最高価買受申出人であることを執行裁判所が看過して売却許可決定をしてしまった場合に備えて、競落された不動産を没収することができるような方策を検討する必要がある。例えば、偽計等を用いて強制執行の売却の構成を害すべき場合は、刑法第96条の4の強制執行関係売却妨害罪に該当するため、同条を積極的に運用することが考えられ、さらに、虚偽の陳述による買受けに対する罰則を整備するとともに、必要的没収の規定を整備することが考えられる。(一弁)
- ・ 暴力団員等が、自らが暴力団員等であることを秘して売却許可決定を得た場合には、現行の刑罰法規(刑法第246条第1項の詐欺罪や同法第96条の4の強制執行関係売却妨害罪)により処罰されるものと考えられるが、より直截に、暴力団員等による買受けそのものを処罰対象とする罰則の制定も検討すべきである。(日弁連)

3 虚偽陳述に対する制裁に関するその他の意見

- ・ 最高価買受申出人が暴力団員である旨が事後的に判明した際に、不動産の所有権移転についての民事上の法的効果を覆すことができるような手立て・方法をも併せて検討することが望ましい。(沖繩弁)

第3 子の引渡し強制執行に関する規律の明確化

1 直接的な強制執行の規律の明確化

子の引渡し強制執行に関して、執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をする場合（直接的な強制執行）の規律を明確化するものとする。

（意見の概要）

1 試案の本文に対する意見

【賛成】大阪弁，沖縄弁，k ネット，家庭問題情報センター，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，連合，広島弁，福岡県弁，早稲田大研究会，個人

(1) 規律の明確化の必要性等に関する意見

- ・ 現在の民事執行法には子の引渡し強制執行に関する明文の規定がなく、実務では、動産の引渡しに関する規律を類推適用しているが、人格を持つ子を、感情や意思を持たない動産と同列に扱うのは適切ではなく、このような状況は、強制執行の実効性及び迅速性の確保や子の心身に与える影響に対する配慮が十分とはいえない。（沖縄弁，一弁，二弁，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁）
- ・ 現在の実務では、執行官が実力の行使を控え、主として説得により債務者に任意の引渡しを求めているのが実情である。執行官による現場での判断の負担を減らすとともに、一定の制限を課し、子の福祉への十分な配慮に基づき実効的な執行が可能となるようにすべきである。（一弁）
- ・ 現在の実務では、子の引渡しの直接的な強制執行の奏効率が低い。平成28年度の子の引渡し強制執行の申立ての件数は116件であったのに対し、実際に子が引き渡されたのは、32件であり、その奏効率は27.6%にとどまる。（日弁連，広島弁）

(2) 規律の明確化に当たっての観点等に関する意見

- ・ 子の引渡し強制執行に関する規律の明確化に当たっては、子の福祉に配慮した規定が定められるべきである。（大阪弁，東弁，日司連，連合，個人）
- ・ 子の引渡し強制執行に関する規律の明確化に当たっては、確実に子の引渡しを実現することができるような規律を設けるべきである。債務名義作成過程において子の最善の利益や子の福祉が十分に考慮されているはずであるから、その債務名義に従って引渡しを実現することが、子の福祉に適うからである。（二弁）

- ・ 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化に当たっては、強制執行の実効性の強化及び迅速性の確保並びに子の心身に与える影響への配慮が重要である。子の引渡しの強制執行が遅延すると、裁判所の判断や当事者の合意によって定まった在るべき監護状態が形成されず、子の福祉に沿わない状態が続くこととなる。(日弁連, 広島弁)
- ・ 子の引渡しの強制執行においては、子の心身に与える影響が最小限となるような配慮が必要であるが、その実現のためにどのような強制執行の方法を採用すべきかについては、一義的に定めることが困難であり、最終的には、個別具体的な事案に即した強制執行ができる制度の検討が必要である。(日弁連, 広島弁)

【反対（規律の整備に反対）】女のスペース・おん, 個人

- ・ 子の引渡しの強制執行は、高葛藤な債権者・債務者の関係を悪化するものであるから、反対である。(女のスペース・おん, 個人)

【反対（行為主体を執行官とすることに反対）】W・Sひょうご, 個人

- ・ 子の引渡しの強制執行を実施する主体は、執行官ではなく、執行裁判所とすべきであり、その際、子の心理臨床経験を有する専門家の補佐を得られるようにすべきである。裁判官が自ら執行の現場に赴くべきである。(W・Sひょうご, 個人)
- ・ 子の引渡しの強制執行は、単なる事実的行為ではなく、子にとっては人身の自由の剥奪又は解放の手續である。執行官はこのような人権を直接侵害又は救済するための事項について判断する素養も訓練も受けていないから、監護を解く行為を執行官に委ねるべきではない。また、裁判官や執行官は、子の心理の専門的な素養も訓練も受けておらず、子と十分なコミュニケーションをもってその意思をアセスするすべもない。子の福祉のためには、専門的知見等を確保する必要がある。(個人)

【その他の意見】

- ・ 子の引渡しの強制執行は、子を単なる引渡しの客体と考えるのではなく、子の人権と福祉を実現することが必要である。(CAPセンター)
- ・ 子の引渡しの強制執行は、子の意思に反しないような形で行われるべきである。(シェルターネット, 個人)

2 その他の総論的な意見

- ・ 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化についての民事執行法の改正

とハーグ条約実施法の改正を同時に行うべきである。例えば、今回の民事執行法の改正の結果として国内の子の引渡しについては間接強制を前置しない（又は一定の要件の下で例外を認める）こととすれば、現在のハーグ条約実施法の規律との整合性を欠くこととなるからである。（個人）

- ・ 面会交流の強制執行についても、直接的な強制執行をすることができるような規律の整備が必要である。（k ネット，個人）

2 直接的な強制執行と間接強制との関係（間接強制前置）

子の引渡しの直接的な強制執行の申立ては、間接強制の決定が確定した日から2週間を経過した後でなければできないものとする。

（注1） 間接強制の手続を前置することを原則とした上で、子の急迫の危険を防止するために直ちに子の引渡しの直接的な強制執行をする必要があるときは、例外的に、間接強制の手続との前後を問わず、子の引渡しの直接的な強制執行の申立てをすることができるものとする考え方がある。

（注2） 本文の規律とは異なり、間接強制の手続との前後を問わず、子の引渡しの直接的な強制執行の申立てをすることができるものとする考え方がある。

（意見の概要）

1 試案の本文に対する意見

【試案の本文に賛成】家庭問題情報センター，連合，W・Sひょうご，個人

（間接強制の手続を前置することを原則とした上で、一定の場合にはその例外を認めるものとする意見（試案の注1）を含む。）

- ・ 子の引渡しの強制執行に当たっては、強制執行が子の心身に与える影響を最小限にとどめるため、可能な限り、債務者に自発的に子の監護を解かせることが望ましい。（連合）
- ・ 子の引渡しの強制執行に当たっては、子の福祉を侵害しないよう最大限の配慮を要する。子は人間であるから、債務名義の迅速な執行という観点だけではなく、引渡し方法が子の福祉に適うことも重要である。（個人）

【試案の本文に反対】大阪弁，沖縄弁，神奈川県弁，札幌弁，一弁，二弁，京大，東弁，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁，早稲田大研究会，個人

(1) 民事執行法の原則等との関係での意見

- ・ 複数の強制執行手段があり得る場合に、そのいずれを選択するかは、本

来、債権者に任されるのが民事執行法の原則である。(沖縄弁, 二弁)

- ・ 現在の実務においては、子の引渡しの強制執行に関し、間接強制を前置することなく、直接強制が実施されることがあるが、このことによる具体的な問題点は生じていないと思われる。(日弁連, 広島弁, 福岡県弁, 個人)

(2) 実効性の観点から間接強制前置の問題点を指摘する意見

- ・ 子の引渡しを強く拒絶する言動をしている債務者や、十分な資力を有する債務者（若しくは全く資力のない債務者）に対しては、間接強制により任意の履行を促す実際上の効果があるか疑問である。(沖縄弁, 神奈川県弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 日司連, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁, 個人)
- ・ 子の引渡しを命じられる事案では、債権者と債務者との間の対立が激しいのが通常であり、本案審理の過程において、任意の引渡しが試みられたにもかかわらずこれが奏功しなかった場面が多いと思われる。このような事案においては、そもそも、債務者の任意の履行を期待することはできない。(神奈川県弁, 日弁連, 広島弁, 個人)
- ・ 直接的な強制執行に着手するまでに時間を要することとなれば、その間に子の所在が不明になるなどして、執行の実現が困難となるおそれがある。(沖縄弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 個人)
- ・ 間接強制を前置することにより直接的な強制執行の着手までに時間を要することとなれば、その間に子の生活監護状況が変化し、直接的な強制執行の実効性をあげることができないという考え方への配慮が必要である。(中京大)
- ・ 間接強制は、子が引き渡されることを拒絶しているときには、機能しない。(個人)

(3) 子の福祉の観点から間接強制前置の問題点を指摘する意見

- ・ 間接強制を前置することとなれば、直接的な強制執行までに時間を要することとなるが、債務名義作成段階において子の福祉が考慮された上で、債権者に子を引渡すことが子の福祉に適うとの判断がされた以上は、その債務名義の内容を迅速に実現することが子の福祉に適う。債権者と債務者との間の葛藤が激しい紛争に長期間にわたって巻き込まれることとなれば、それによる子の心身の負担は小さくない。(沖縄弁, 神奈川県弁, 二弁, 日司連, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁, 個人)
- ・ 債務者による子の監護状況に問題がある場合においても間接強制を経なければ直接的な強制執行をすることができないとすれば、問題のある監護状況が継続することになりかねず、子の福祉に合致するとはいえない。(東弁)
- ・ 間接強制の前置を要求することは、審判前の保全処分により子の引渡し

が命じられる事案において、本案の判断を待たずに迅速に子の引渡しを実現することが子の福祉の適うとする趣旨に反する。(神奈川県弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁)

- ・ 間接強制によって債務者が子を引き渡したということは、子に対して、親が金のために子を渡したとの印象や、親が自分を見放したという感情を与えるから、直接的な強制執行と比較して、子の心身に与える負担が小さいとは必ずしもいえない。(一弁, 日司連, 個人)

(4) 子の福祉に配慮するための代替案に関する意見

- ・ 間接強制を一律に前置しなくても、直接的な強制執行の条件等を工夫すれば、子の心身に与える影響を最小限に留めるための配慮をし得る。(一弁, 中京大)

(5) ハーグ条約実施法との関係に関する意見

- ・ ハーグ条約実施法に基づく子の返還を命ずる裁判においては、親権・監護権の帰属についての実体的な判断をしていないのに対し、国内における子の引渡しを命ずる債務名義においては、基本的に、債権者に親権・監護権が帰属することが前提となっているとの違いがある。(神奈川県弁, 一弁, 日司連, 早稲田大研究会)
- ・ ハーグ条約実施法において規定されている国際的な子の返還の場面では債務者がその債務につき子と共に子の常居所地国に戻る方法によって任意に履行することが可能であるのに対し、国内における子の引渡しの場面では債務者がその債務につき任意に履行をすることになれば、債務者は子と共に居続けることができなくなるという点で、債務者の負っている債務の内容が異なるから、間接強制の効果に差があると考えられる。(一弁, 二弁)
- ・ 国際的な子の返還の場面では出国に伴う諸手続等のために債務者の協力を得る必要性が極めて高いのに対し、国内の子の引渡しではそこまでの必要性はないという違いがある。(東弁)
- ・ ハーグ条約実施法との関係に関して、親権等の帰属についての実体的な判断の有無に着目した説明に対しては、親権等の確定的な帰属を前提としない審判前の保全処分命令を債務名義として子の引渡しの強制執行をする場合をどのように説明するかという問題があるとの指摘がある。しかし、この指摘に対しては、実務上、保全処分の審判の際には、子の監護権の所在に関する本案の結論を見据えた上での事実調査やそれに基づく審判がされていることなどを指摘することができる。(早稲田大研究会)
- ・ ハーグ条約実施法についても、間接強制の前置を必要的としている点について、その規律を見直す必要がある。(二弁, 東弁)

【その他の意見】

- ・ 間接強制の前置を常に要求する本文の規律に対しては、実務上の問題点の指摘が相当数あった。子に対する愛情があって任意に子を引き渡さない債務者に対する執行方法として、間接強制の実効性には疑問がある上、債務者による執行抗告等を招いて、執行の実現に至るまでの期間が長期化するおそれが高いとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 間接強制の実施は、債務者の経済状態を悪化させることで、子の生活環境の悪化につながるという点で、デメリットもある。(個人)

2 試案の注に対する意見

【注1に賛成】家庭問題情報センター，個人

- ・ 例外要件の判断主体は執行裁判所とすべきである。(個人)
- ・ 間接強制を経ずに直接的な強制執行を実施する場合には、任意履行の勧告をする最後の機会として、債務者に対する審問を必要的とする規律を設けるべきである。(家庭問題情報センター)

【注2に賛成】大阪弁，札幌弁，一弁，二弁，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁，個人

(1) 具体的な規律の提案

- ・ 債権者が、間接強制と直接的な強制執行の申立ての区別をせず、これらを包摂した一個の申立てをすることとした上で、執行裁判所において、事案に応じて、間接強制によるか、直接的な強制執行によるかを決定する制度とすべきである。(大阪弁，早稲田大研究会，個人)
- ・ 本文及び注1の考え方には反対であるが、間接強制前置を基本としつつ、諸事情を考慮して裁判所が例外を認め得るとの規律とすべきであるとの意見があった。(一弁)
- ・ 債権者は子の心身の状況や債務者の行動について最も良く知る立場にあるから、直接的な強制執行と間接強制とのいずれの手續が適切であるのかを債権者の選択に委ねるのが良い。(日弁連)
- ・ 直接的な強制執行と間接強制のいずれの手續を先行させるかについては、債権者の選択に委ねるのが良い。(二弁，広島弁，個人)

(2) 注1に対する意見等

- ・ 間接強制を前置せずに直接的な強制執行をすることが認められる場合は、「急迫の危険を防止する」必要性がある場合に限定されるべきではない。(大阪弁)
- ・ 「子の急迫の危険を防止する」ための必要性が認められなくても、間接

強制により任意の履行を促す実際上の効果があるとはいえない事案がある。(大阪弁, 日弁連, 広島弁)

- ・ 注1の考え方は, 例外要件の該当性をどのように判断するかが疑問である。(札幌弁)
- ・ 間接強制の手続を経ずに直接的な強制執行を実施することができる場面を一定の要件を満たす例外的な場合に限る考え方では, 子の心身に与える具体的な負担の内容を踏まえた執行方法の選択が不可能である。(日弁連, 広島弁)
- ・ 注1の考え方によれば, その要件の存否の判断に一定の時間がかかることとなるから, 子の引渡しを迅速に実現することができない。(日弁連)

【その他の意見】

- ・ 試案の注1に対しては, 例外要件を可能な限り明確に規定し, 執行機関が判断する際に困難が生じないようにしなければ, 実務上の支障が生ずるとの指摘があった。(裁判所)

3 直接的な強制執行の手続の骨格

(1) 子が債務者と共にいること(同時存在)の要否

ア 執行官は, 子が債務者と共にいる場合に限り, 債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

イ 執行裁判所が事案の性質, 子の心身に及ぼす影響並びに既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果その他の事情を考慮して相当と認めるときは, アの規定にかかわらず, 執行官は, 子が債務者と共にいる場合でなくとも, 債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(2) 債権者等の執行場所への出頭

執行官は, 債権者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り, 債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(3) 執行場所

ア 執行官は, 債務者の住居その他債務者の占有する場所において, 債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

イ 執行官は, アに規定する場所以外の場所においても, 子の心身に及ぼす影響, 当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは, 債務者による子の監護を解くために必要な行為をす

ることができるものとする。

(注1) 本文(1)の規律とは異なり、執行官は、子が債務者と共にいるか否かにかかわらず、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする考え方がある。

(注2) 本文(1)イの規定に基づき、子が債務者と共にいない場合において、債務者による子の監護を解くために必要な行為をするときについては、本文(2)の規定にかかわらず、債権者本人や児童心理の専門家等が執行の場所に出頭しなければならないものとする考え方があるほか、本文(3)イの規定を適用しないものとし、執行場所を例外なく債務者の住居その他債務者の占有する場所に限るとする考え方がある。

(意見の概要)

1 試案(1) (子が債務者と共にいることの要否) に対する意見

【試案(1)本文に賛成】 家庭問題情報センター, 中京大, 日司連, 早稲田大研究会, 個人

- ・ 子の福祉を考えた場合には、子が債務者と共にいるという条件が必要な場面が多いと考えられる一方で、この考えを貫くと、債務者が容易に執行妨害をすることができてしまうため、一定の例外が必要である。(日司連)
- ・ 試案(1)イに掲げられた考慮要素については、「子の心身に及ぼす影響」を第一に考えるべきである。(日司連)
- ・ 試案(1)イの要件の判断主体は、執行裁判所とするのが適当である。(早稲田大研究会)

【試案(1)本文に反対, 又は, (注1) に賛成】 大阪弁, 沖縄弁, 神奈川県弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 東弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁, 個人

(1) 実効性の観点から同時存在の問題点を指摘する意見

- ・ 子の引渡しに命じられる事案では、債権者と債務者との間の対立が激しいのが通常であり、本案審理の過程において、任意の引渡しが試みられたにもかかわらずこれが奏功しなかった場面が多いと思われる。このような事案においては、そもそも、債務者の任意の履行を期待することはできない。(二弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁)
- ・ 子の引渡しの直接的な強制執行を行うために子が債務者と共にいることを要求することとなれば、強制執行を実施しても債務者が恣意的にその執行場所に立ち会わないことなどによって、当該強制執行を不能に至らせる蓋然性がある。(沖縄弁, 神奈川県弁, 一弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁)

- ・ 債務者の勤務時間が不規則である事案のように、債務者と子が共にいる時間の把握が困難である場合には、執行が困難となる。(神奈川県弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁)
- ・ 最終的な強制執行手段が実効的なものでなければ、結果として債務者による任意の履行を期待することができなくなる。(沖縄弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁)
- ・ 子が債務者と共にいる場面で強制執行を実施すると、債務者の抵抗が強くなり、実力で子の引渡しを阻止しようとする事態も想定されるなど、紛争を激化することが予想される。(一弁, 二弁)

(2) 子の福祉の観点から同時存在の問題点を指摘する意見

- ・ 子が債務者と共にいる場面で強制執行を実施すると、債務者が取り乱したり抵抗したりするおそれがあること、両親の一方を選ばせるような心理的状況に子を追い込むことになりかねないこと、債務者が日中に就業している事案では早朝や深夜に執行が行われることが多くなることなどにより、かえって子の心身に好ましくない負担を与えるおそれがある。(沖縄弁, 神奈川県弁, 札幌弁, 二弁, 東弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁, 個人)

(3) 具体的な規律の提案

- ・ 直接的な強制執行をするための条件に関しては、執行機関（執行裁判所等）が、一定の事情（事案の性質、子の心身に及ぼす影響並びに債務者の言動（既に行った強制執行の過程での言動に限る必要はない。）及びその他の事情など）を考慮して、子が債務者と共にいる場合に限るか、限らないかを判断するものとすべきである。(大阪弁, 二弁, 東弁, 日弁連, 広島弁, 個人)
- ・ 仮に同時存在を原則とするのであれば、その例外を柔軟に認めるべきである。試案(1)イの考慮要素のうち「既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果」を削除すべきである。(大阪弁, 沖縄弁)
- ・ 直接的な強制執行をするためには債務者が子と共にいなければならないことを原則とすると、実務においてその例外が認められる場合がほとんどない事態となるおそれがある。(二弁)

(4) ハーグ条約実施法との関係に関する意見

- ・ ハーグ条約実施法に基づく子の返還を命ずる裁判においては、親権・監護権の帰属についての実体的な判断をしていないのに対し、国内における子の引渡しを命ずる債務名義においては、基本的に、債権者に親権・監護権が帰属することが前提となっているとの違いがある。(神奈川県弁)
- ・ ハーグ条約実施法は、子の不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合の子の返還を定めたものであるため、国内の子の引渡しの場面とは異なる。

(一弁)

- ・ 国際的な子の返還の場面では出国に伴う諸手続等のために債務者の協力を得る必要性が極めて高いのに対し、国内の子の引渡しではそこまでの必要性はないという違いがある。(東弁)
- ・ ハーグ条約実施法に関しても、同時存在の原則を要求している点について、その規律を見直す必要がある。(二弁，東弁)

【試案(1)アに賛成するがイに反対】シェルターネット，個人

- ・ 同居する親がいないところで引渡しがおこなわれるのは、もつてのほかである。(シェルターネット，個人)
- ・ 子の引渡しの強制執行は、執行官が債務者を説得し、債務者や子の納得を得た上で平穏に行われることが、子の福祉にとって重要である。(個人)
- ・ 子が債務者と共にいない場合に強制執行をするのは、人身保護類似の手続を経た後であれば許容できるが、それが許容できる類型は検討を要する。(個人)
- ・ 子が債務者と共にいる場合でなくても直接的な強制執行をすることができることとなれば、子が、債権者や執行官による連れ去りをおそれ、学校等への登校等をすることができなくなるおそれがある。(個人)

【その他の意見】

- ・ 試案(1)の本文には反対するが、本文の規律によれば子の福祉に配慮しつつ適切妥当な結論を導くことができるとして賛成する意見もあった。(一弁)
- ・ 試案(1)アに対しては、実務上の問題点の指摘が相当数あった。子の引渡しの直接的な強制執行を行うために子が債務者と共にいることを要求することについては、債務者が恣意的に執行場所に立ち会わないことにより強制執行を不能とさせる可能性があるとの指摘があった。子が債務者と共にいる場面で強制執行を実施するには、債務者が日中に就業している事案では早朝や深夜に執行が行われることが多くなることなどにより、当事者や関係者の負担が増大するとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 試案(1)イに対しては、例外要件を可能な限り明確に規定し、執行機関が判断する際に困難が生じないようにしなければ、実務上の支障が生ずるとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 試案(1)イに対しては、考慮要素を例示することは賛成であるが、その考慮要素としては、「既に行った強制執行の手続における債務者の言動」に限定するのは相当ではない。広く「債務者の言動」や「強制執行までの経過」を考慮すべきである。(一弁，福岡県弁)

- ・ 子の引渡しの際には、債務者を説得して同席を求め、子の納得を得ることが何よりも重要である。(W・Sひょうご)

2 試案(2)（債権者等の執行場所への出頭）に対する意見

【試案(2)に賛成】大阪弁，沖縄弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日弁連，広島弁，福岡県弁，早稲田大研究会，個人

- ・ 執行官等が長期間にわたって子を監護するなどの事態は想定すべきではなく，執行官が債務者による子の監護を解いた際には，債権者自ら又はその代理人が執行場所で子を実際に監護する状態に至っていることが望ましい。(大阪弁，沖縄弁，一弁，二弁，日弁連)
- ・ 現在の実務においても，債権者又はその代理人が執行場所に出頭するのが通常である。(一弁，日弁連)
- ・ 事案によっては，債権者本人が出頭することができない場合もあり得るし，執行場所や債権者と債務者の対立状況によっては，債権者本人が執行場所に出頭しない方が良い場合も考えられるため，代理人が出頭した場合にも執行を認めるべきである(沖縄弁)
- ・ 債権者又はその代理人の出頭を確保することにより，これらの者を執行場所に立ち入らせて子や債務者と面会させるなど，執行官の行為の選択肢が広がり，執行の実効性を向上させることが期待される。(一弁)

【試案(2)に反対（債権者本人の出頭を必須とすべきである）】日司連，W・Sひょうご，個人

- ・ 現在同居する親等と分かれる子の不安を最小化するためには，債権者の代理人ではなく，裁判所によって子の監護者と認められた債権者本人が，必ず，執行場所に出頭すべきである。(日司連，W・Sひょうご，個人)

【試案(2)に反対（債権者等の出頭を必須とすべきではない）】中京大

【その他の意見】

- ・ 債権者と債務者が同じ場所にいることとなる結果として子の福祉が損なわれることがないように，特段の配慮に関する検討が必要である。(家庭問題情報センター)
- ・ 債務者からの暴力等によって債権者が債務者等と面会するが困難である事案があり得ることに加え，子の監護に関して債権者の親族等が債権者と同じ役割を果たし得る場面があることから，具体的事案において特に必要と認められる場合には，債権者本人ではなく，債権者本人に準じて子を良く知る者

が出頭すれば良いものとするについても検討すべきである。(日弁連)

3 試案(3) (執行場所) に対する意見

【試案(3)に賛成】家庭問題情報センター, 中京大, 日司連, 連合, 早稲田大研究会, 個人

- ・ 強制執行が行われていることを第三者に知られたくないという債務者や子の心情に配慮する観点から, 執行場所は, 債務者の住居とするのが相当である。(日司連, 連合)
- ・ 例えば, 債務者の両親の住居や保育園, 学校など, 子の心身に及ぼす影響に鑑み, 適当と思われる場所を執行場所とすることができるようにすべきである。(日司連)
- ・ 債務者の住居等において強制執行をすれば債務者の抵抗が強いことが予想される場合には, 保育園等で強制執行を実施することが望ましい。(個人)

【試案(3)に反対】大阪弁, 沖縄弁, 神奈川県弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 東弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁, 個人

(1) 本文の規律の問題点を指摘する意見

- ・ 執行場所を原則として債務者の住居等に限定すると, 債務者が子を祖父母等に預けることにより, 容易に執行不能の状態を作出することができることになってしまう。(沖縄弁, 神奈川県弁, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁)
- ・ 実務において, 学校や保育園など, 債務者の住居等以外の場所で強制執行を実施する必要性は高い。(一弁, 二弁)
- ・ 債務者の住居等以外の場所において子の引渡しの強制執行をしたとしても, その執行方法を工夫すれば, 執行場所に第三者が巻き込まれるとは限らないし, 債務者や子のプライバシーの保護が困難とは限らない。(日弁連, 広島弁)
- ・ 学校や保育園などの場所であって, 子に馴染みのある安心できる場所の方が, 子に無用な不安感を与えない場合もあり得る。子の生活の本拠である住居において執行しなければならないとなると, 生活の本拠が凄惨な場所として子の記憶に残ることになりかねない。(東弁)
- ・ 事案によっては, 学校や保育所, 祖父母宅等における執行をすることが子の福祉の観点からも適切な場合がある。(沖縄弁)
- ・ 執行場所を債務者の住居等とすることを原則とした上で, 一定の要件を満たす場合に限って例外的にそれ以外の場所での執行を許容するものとする規律を設けると, 柔軟な運用が困難となる。(大阪弁, 神奈川県弁)

(2) 具体的な規律の提案

- ・ 強制執行を実施する場所については、事案の性質、子の心身に及ぼす影響、当該場所及び周囲の状況その他の事情を考慮して、個別事案ごとに指定（選択）をすることとするのが良い。（大阪弁，神奈川県弁，札幌弁，一弁，二弁，日弁連，広島弁，福岡県弁，個人）
- ・ 執行場所を決定する主体は、執行裁判所（執行機関）とすべきである。（大阪弁，神奈川県弁，日弁連，広島弁，福岡県弁，個人）
- ・ 仮に、執行場所を債務者の住居等とすることを原則とした上で、一定の要件を満たす場合に限って例外的にそれ以外の場所での執行を許容するものとする規律を設けるのであれば、その例外が認められるための考慮要素として、強制執行の実効性を付け加えるべきである。（二弁）

(3) ハーグ条約実施法との関係に関する意見

- ・ 国際的な子の返還の場面では出国に伴う諸手続等のために債務者の協力を得る必要性が極めて高いのに対し、国内の子の引渡しではそこまでの必要性はないという違いがある。（東弁）

【その他の意見】

- ・ 執行場所については、執行裁判所（裁判官）が、心理臨床経験を有する専門家の補佐を受けて、指定すべきである。（W・Sひょうご，個人）
- ・ 債務者と子に対し、裁判所への出頭を命じ、それに従わない場合には債務者の住居を執行場所とすべきであり、事案によって柔軟に変更すべきである。（個人）
- ・ 本文の規律には反対するが、本文の規律によれば子の福祉に配慮しつつ適切妥当な結論を導くことができるとして賛成する意見もあった。（一弁）

4 試案の注2に対する意見

【試案の注2に反対】大阪弁，沖縄弁，神奈川県弁，一弁，東弁，日弁連，広島弁，福岡県弁，個人

- ・ 執行場所を債務者の住居等に限定すべきでないことについては、上記3【試案(3)に反対】の意見と同様である。（神奈川県弁，東弁，日弁連，広島弁，個人）
- ・ 児童心理の専門家等については、人材を確保することができるか等の問題がある。（大阪弁，沖縄弁，日弁連）
- ・ 児童心理の専門家等が執行場所に出頭したとしても、子の心身に与える負担を軽減することができるとは限らない。（神奈川県弁，日弁連，広島弁）
- ・ 注2の考え方については、執行場所に立ち会うべき専門家として、どのような職種，経歴，能力を有する者が適切であるのか，適切な専門家を確保す

- ることができるかなどにつき、不明な点が多い。(広島弁, 福岡県弁)
- ・ 子が債務者と共にいない場合において子の監護を解くために必要な行為をするときには、児童心理の専門家の立会いを必須とするのではなく、債務者本人の出頭又は児童心理の専門家の立会いを必要とすべきである。(大阪弁, 個人)
 - ・ 子が債務者と共にいない場合においても、執行場所の決定は、執行裁判所が子の福祉の観点から柔軟に考慮して決定すべきである。(大阪弁, 個人)

【その他の意見】

- ・ 試案の注2に対しては、実務上の問題点の指摘が相当数あった。専門家等の出頭や執行場所をどのようにするのかの問題は、個別の事案ごとに子の福祉に配慮して検討されるべきものであり、一律の規律を設けると、むしろ、円滑な執行を阻害するとの意見があった。(裁判所)

5 その他の意見

- ・ 子が債務者と共にいるか否かにかかわらず、子の最善の利益の実現を図るため、直接的な強制執行をするためには、児童心理の専門家等が必ず関与しなければならないものとすべきである。(家庭問題情報センター, 二弁, シェルターネット, W・Sひょうご, 個人)
- ・ 執行に際しては、債務者を説得して任意の履行を促すことに加え、子の気持ちを酌み取るためにも、臨床心理士等の専門家の協力を得るようにすべきである。(連合)

4 執行場所における執行官の権限等

(1) 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができるものとする。

ア 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を捜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

イ 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

ウ 債務者の住居その他債務者の占有する場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

(2) 執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所において、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に

対し説得を行うほか、当該場所を占有する者の同意を得て、(1)アからウまでに掲げる行為をすることができるものとする。

(3) 執行官は、(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができるものとする。

(4) 執行官は、(3)の規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできないものとする。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とするものとする。

(5) 執行官は、(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができるものとする。

(意見の概要)

1 試案(1)に対する意見

【賛成】 大阪弁，沖縄弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，連合，
広島弁，早稲田大研究会，個人

- ・ 執行官の権限を明確化する必要がある。(札幌弁，日弁連，広島弁，個人)
- ・ 直接的な強制執行の方法は、子の福祉の観点から、債務者への説得によって債務者が任意に子の監護を解くことを原則的態様とすべきである。(沖縄弁，一弁，東弁，連合)
- ・ 試案(1)に掲げられた各行為は、直接的な強制執行のために必要な行為である。(沖縄弁，札幌弁，個人)
- ・ 試案(1)ア，イの行為は、現在の実務でも執行官が動産の引渡しの強制執行に関する規律の類推適用により可能であると考えられるが、その権限を明確に規律することは、強制執行の実効化に資するものである。(一弁，東弁)
- ・ 債権者等が債務者の住居等に立ち入ることは、子や債務者との面会や、子の引き取りのために必要であり、また、円滑な強制執行の実現や執行官による説得をする上でもその立入りが効果的である。(一弁，東弁)
- ・ 手続保障の観点から、住居への立入り等には、本来、裁判所の令状が必要とも考えられるが、動産の執行では執行官が債務者の住居等に令状なく立ち入っているため、子の引渡しの場面でのみ令状を要求するのはバランスを欠く。(大阪弁)

【反対】 W・Sひょうご，個人

- ・ 債権者が債務者の住居等に立ち入ることは禁じるべきである。(W・Sひょうご)

うご)

- ・ 直接的な強制執行に当たっての必要な行為をするに当たっては、執行官の判断ではなく、執行裁判所の判断を必要とすべきであり、その際、心理臨床経験を有する専門家の補佐を受けるべきである。(W・Sひょうご，個人)

【その他の意見】

- ・ 執行官の権限を明確化することについては賛成である。ただし、執行官が債務者に任意の履行を求めるための「説得」を行わなければならないものとするには反対である。現在の実務においても、執行官は、手続の「説明」を行っており、それで十分である。(福岡県弁)
- ・ 試案(1)ウに関し、債権者等の立入りの必要性判断については、文言上の制約がないとしても、債務者のプライバシーを保護する観点から、現場における個別具体的な状況に応じて慎重にされるべきものと考えられる。(札幌弁，東弁)
- ・ 試案(1)ウに関し、過去にDVがあったような事案では、債権者が債務者の住居等に立ち入ることは禁じるべきである。(個人)

2 試案(2)に対する意見

【賛成】 沖縄弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，早稲田大研究会，個人

- ・ 債務者以外の者が占有する場所に立ち入るために、その場所の占有者の同意を必要とすることは、合理的である。(東弁)
- ・ 保育園や学校のように債務者が占有していない場所を執行場所とする場合には、保育園や学校の管理者の承諾を必要とすべきである。(日司連)
- ・ 立入りについての同意が得られれば、執行官が債権者等と子又は債務者と面会させることについては、執行場所の占有者の同意は不要であると考えべきであるから、同意の対象を明確にすべきである。(沖縄弁，一弁，二弁)
- ・ 「当該場所を占有する者の同意」は、当該場所の立入りについての同意であることを明確にすべきである。(日弁連，広島弁)

【反対】 大阪弁，札幌弁，個人

- ・ 説得の規定を置くことには反対である。不動産の引渡しや動産の引渡しには、説得に関する規律がないが、執行官は債務者に対して履行をするよう説得を行っている。子の引渡しの強制執行に関する部分にのみ説得の規定を設けるのは、バランスを欠く。(大阪弁，個人)
- ・ 債務者の住居等以外の場所での執行をする際には、その場所を占有する者

の同意を得ることが望ましいものの、その同意を得ることができない限り執行をすることができないのであれば、子の引渡しを命ずる債務名義を実効的に実現することができず、妥当ではない。(札幌弁)

- ・ いかなる場所であっても強制執行をすることができるようにすべきである。(個人)
- ・ 直接的な強制執行に当たっての必要な行為をするに当たっては、執行官の判断ではなく、執行裁判所の判断を必要とすべきであり、その際、心理臨床経験を有する専門家の補佐を受けるべきである。(個人)

【その他の意見】

- ・ 「当該場所を占有する者の同意」は、当該場所の立入りに関する同意であることを明確にすべきである。(大阪弁, 福岡県弁)
- ・ 執行場所の占有者の同意が得られないからといって、執行することができないという結論で放置すべきではない。同意が得られなくても執行することができるような対応策（債務名義の執行力を及ぼす規律を設けること等）について、検討されるべきである。(日弁連, 広島弁, 二弁, 大阪弁, 個人)
- ・ 執行場所の占有者が明らかでないときや、その占有者の速やかな同意を得ることが困難であるときは、その同意を得ることなく、その場所における執行することができるものとすべきである。(福岡県弁)
- ・ 債務者の住居等以外の場所における強制執行に関して、当該場所を占有する者の同意が得られない事案に対応するための規律を設けるべきである。例えば、民事執行法第23条第3項及び第27条第2項に準じた執行文付与の制度を新たに整備し、かつ、執行裁判所が執行文付与に代わる決定をすることで、当該場所を占有する者の同意がなくても、当該場所における強制執行をすることができるようにすべきである。(個人)

3 試案(3)及び(4)に対する意見

【賛成】大阪弁, 沖縄弁, 札幌弁, 一弁, 二弁, 東弁, 日司連, 日弁連, 連合, 広島弁, 福岡県弁, 早稲田大研究会, 個人

- ・ 執行官による威力の行使は、抵抗を排除し、強制執行を実効的なものとするために必要である。(大阪弁, 沖縄弁, 一弁, 東弁, 日司連, 日弁連, 広島弁)
- ・ 子に対して威力を用いるべきではない。子は債務名義の名宛人ではなく、子に対する威力の行使は子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある。(大阪弁, 沖縄弁, 日司連, 日弁連, 連合, 広島弁, 福岡県弁)
- ・ 第三者に対する威力が子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合も

ある。(沖縄弁)

- ・ 試案(4)は、ハーグ条約実施法第140条第4項と同様のものであり、合理的である。(東弁)
- ・ 試案(3)及び(4)の「威力」の具体的な内容については、引き続き検討する必要がある。(札幌弁)
- ・ 子に対して行使することができないとされる「威力」の具体的内容をより明確にすべきである。(一弁)
- ・ 子に対する威力の使用に関し、単に幼い子を抱きかかえるに留まるなどの有形力の行使は、威力には該当しないものとすべきである。(広島弁、福岡県弁)
- ・ 警察の援助を求めるための要件である「抵抗を受けるとき」には、現に抵抗を受けたときのみならず、「抵抗を受けることが予想される時」を含むものとすべきである。(福岡県弁)

【反対】個人

- ・ 試案の内容では、子に対して行使することができないとされる「威力」の程度が必ずしも明らかではないため、より詳細な規定が必要であると思われる。(個人)
- ・ 債務者に対する威力の行使は禁止すべきである。(個人)
- ・ 子に対する威力の行使を全面的に禁止することには反対である。債務者による監護状態が劣悪であるような事案においては、子に対する威力の行使を伴う強制執行が、その時点における子の利益に反するとしても、将来の子の利益に資することがあり得る。(個人)

【その他の意見】

- ・ 執行官は、子が嫌がったり抵抗したりする場合には、無理やり連れ出したり捕まえたりすることは許されないし、債務者についても子を引き離すなどの実力行使は禁じるべきである。(W・Sひょうご)
- ・ 執行官が乳児を抱き上げて債権者に引き渡す行為や、口頭で拒絶の意思を示している子の手を引いたり肩を押したりする行為は、子の意思を制圧し得る有形力の行使になり得るから、「威力の行使には当たらず許される」とはいえない。(個人)
- ・ 子が嫌がって座り込んでいたり、逃げまどっていたりするなどして抵抗を示した場合には、執行官がその子の身体に触れて連れ出したり、追いかけて捕まえたりすることは、絶対に許されないようにすべきである。(個人)

4 試案(5)に対する意見

【賛成】大阪弁，沖繩弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁，早稲田大研究会，個人

- ・ 執行官の権限を明確化するために必要な規定である。(札幌弁，東弁，日弁連，広島弁，福岡県弁)
- ・ 試案(5)の権限は，執行場所の秩序を維持するために必要である。(大阪弁)
- ・ 子の引渡しの現場に慣れた執行官が指揮をとり，債権者やその代理人がこの指示を受けて行動するのが望ましい。(沖繩弁)
- ・ 執行場所において混乱が予想される場合への対処等のため，執行官の指示権限を明確化しておくことが有益である。(一弁)

5 その他の意見

- ・ 子が引渡しを拒絶した場合には，強制執行は不能として打ち切るべきである。(シェルターネット，W・Sひょうご，個人)

5 直接的な強制執行の執行機関等

【甲案】(執行裁判所が執行機関となる案)

- (1) 子の引渡しの直接的な強制執行は，執行裁判所が第三者に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定をする方法により行うものとする。
- (2) (1)の決定は，債務者による子の監護を解くために必要な行為をする者として執行官を指定しなければならないものとする。

【乙案】(執行官が執行機関となる案)

子の引渡しの直接的な強制執行は，執行官が債務者による子の監護を解いて債権者に監護させる方法により行うものとする。

(意見の概要)

【甲案に賛成】大阪弁，沖繩弁，神奈川県弁，家庭問題情報センター，札幌弁，一弁，二弁，東弁，CAPセンター，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁，早稲田大研究会，W・Sひょうご，個人

- ・ 個別の事案における具体的な執行方法を定めるに当たっては，強制執行の実効性の強化及び迅速性を確保し，子の心身に与える影響に配慮するために，子の年齢，監護状況，債務者の言動等を個別具体的に検討した上で判断する必要がある。このような判断をする主体は(家庭)裁判所がふさわしい。(沖繩弁，神奈川県弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，広島弁，福岡県弁)

- ・ 代替執行の規律を前提とすると、子が第三者に預けられている場合の強制執行の可否については、建物収去土地明渡の債務名義に基づく収去明渡執行の規律が参考になるのではないかとと思われる。すなわち、債務者が子の引渡しにおいて負っている債務は、子に対する監護を解いて債権者に引き渡す義務であるところ、子を債務者以外の第三者が監護している場合には、まずは債務者が第三者の監護を解いた上で債権者に子を引き渡す義務を負っていると考えられる。このように考えると、債務者以外の第三者の監護を解く行為は、建物収去土地明け渡しの場合における建物収去行為になぞらえることができるのではないかと考えられる（第三者の監護を解く行為自体は、代替的作為義務として良い）。この場合には、審判等の主文で第三者の監護を解く旨を明記する必要があるだろう。（早稲田大研究会）

【乙案に賛成】個人

- ・ 子の引渡しの強制執行は、現在も執行官が行っており、ノウハウの蓄積がある。（個人）
- ・ 執行場所に臨場しない裁判官が、直接的な強制執行の条件等について、予め的確な判断を示すことは困難であり、執行官が、現場での臨機応変な対応を可能とする必要がある。（個人）

【その他の意見】

- ・ 試案の甲案に対しては、必要的審尋や執行抗告により手続遅延を招くことになるとの指摘があった。（裁判所）
- ・ 試案の乙案に対しては、間接強制の前置の例外や、同時存在の例外などの規律が設けられるのであれば、執行官が判断することは困難であるとの指摘があった。（裁判所）

（関連するその他の論点に関する意見の概要）

1 直接的な強制執行の対象となる子の範囲に関する意見

- ・ 子の年齢にかかわらず、その子が引渡しを拒絶する場合には、直接的な強制執行の対象とすべきではない。（個人）
- ・ 「子」以外の人の引渡しの強制執行に関する規律についても整備すべきである。（大阪弁，個人）

2 子の所在調査に関する意見

- ・ 子の所在調査のための調査嘱託や調査命令の制度を創設すべきである。（大

阪弁，日弁連，個人)

- 子の所在調査のための制度を設けることには反対である。現行法においても，必要な調査は，家事事件手続法第289条第5項によって対応することが可能である。私人に対して一定の情報提供義務を課す法的根拠はない。債務者がDVから避難しているような事案では，債務者の居所が明らかになることで，債務者の安全が害されるおそれがある。(個人)

3 その他の事項に関する意見

- 強制執行の実効性及び迅速性の確保を確保するとともに子の心身に与える影響に十分な配慮をするため，人身保護法の規定を参考に，裁判所の命令により債務者が子を裁判所に出頭させる制度を創設することも検討すべきである。(一弁，二弁，CAPセンター，日弁連，W・Sひょうご，個人)
- 子の引渡しの強制執行は，民事執行法第8条の例外として，夜間休日にも実施することができるものとすべきである。(個人)
- 直接的な強制執行の場面において，子の心身に与える影響を最小限に抑えるために，児童心理の専門家を活用すべきであるから，専門家の報酬の根拠を明確にした上で，その費用が当事者の負担とならないような仕組みを構築すべきである。(個人)

第4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

- | |
|--|
| <p>1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律</p> <p>(1) 金銭債権を差し押さえた場合において、取立権が発生した日から2年を経過したときは、差押債権者は、執行裁判所に対し、第三債務者から既に支払を受けた旨の届出（民事執行法第155条第3項参照）又はまだ支払を受けていない旨の届出をしなければならないものとする。</p> <p>(2) (1)の届出義務が生じた日から2週間を経過したにもかかわらず、差押債権者が(1)の届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。</p> <p>(3) 民事執行法第155条第3項の取立ての届出（取立完了の届出を除く。）又は(1)の届出があった場合には、(1)の期間は、それらの届出が最後にされた日の翌日から起算するものとする。</p> <p>(注) 執行裁判所の取消決定により債権執行事件を終了させようとする本文の規律とは異なり、取立権が発生した日から2年を経過したときは、執行裁判所は、差押債権者に対して、本文(1)の届出をするよう命ずることができるものとした上で、この命令が差押債権者に告知された日から2週間を経過したにもかかわらず、差押債権者がその届出をしないときは、差押命令の申立ての取下げがあったものとみなすものとする考え方がある。</p> |
|--|

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【全体につき賛成】全信協，全銀協，沖縄弁，二弁

- ・ 現行の規律では、取立ての届出も申立ての取下げもされない場合、第三債務者である金融機関は、長期間にわたる差押えの拘束を受けることにより、事務負担や管理面でのコストが増加しているにもかかわらず、この間は消滅時効の期間も進行せず、不合理である。(全信協)
- ・ 債権差押事件が長期間放置された場合、第三債務者である銀行では、取引先の預金等が差し押さえられると様々な管理が必要となるところ、少額の債権差押えであっても全て供託により対応することとなると人的負担が大きいことから、執行裁判所が職権で差押命令を取り消すことができるようにする必要がある。(全銀協)
- ・ 債権差押えがされたにもかかわらず長期間にわたって取立権の行使がされないことによる債務者や裁判所の負担と比較すれば、差押債権者に届出義務を課することがいたずらに差押債権者に不利益を課するものとはいえない。

(沖繩弁)

【本文(1)の期間を除いて賛成】日司連，早稲田大研究会

- ・ 差押債権者が一般市民であるときは，試案の本文(1)の届出をしなければならないこと自体を失念する可能性がある上，第三債務者と債務者が親族関係にあるときなど取立訴訟を提起するために相応の準備期間が必要な場合や，取立訴訟が長期化している場合には，2年の期間では短いと思われる（債権の消滅時効について定める平成29年法律第44号による改正後の民法第166条第1項第1号と同様に，その期間については，5年程度とすれば足りると思われる。）。（日司連）

【反対】大阪弁，札幌弁，一弁，東弁，日弁連，広島弁，福岡県弁，個人

(1) 規律の必要性に関する意見

- ・ 差押債権者が，取立権を行使しない合理的理由もないのに放置し，債務者及び第三債務者に不安定な法律状態を強いている場合には，権利の上に眠るものとして保護すべき理由はない。（大阪弁）
- ・ 第三債務者を差押えの効力から解放し，執行裁判所の未済事件を解消させるため，一定の場合に債権執行事件を終了させる制度を創設することには賛成。（一弁，東弁，日弁連）
- ・ 債権執行事件の終了をめぐる規律については，一定の規律を設ける必要性が認められる。（福岡県弁）

(2) 試案の本文(1)に関する意見

ア 届出義務を課することの当否について

- ・ 金融機関以外の債権者にとって「取立権が発生した日から2年を経過した日」を管理することは困難であり，届出を失念する懸念があるため，運用として裁判所書記官により届出の促しがされるとしても，差押債権者に届出義務を課するのは相当ではない。（東弁，日弁連）
- ・ 債権執行事件では，差押債権者において「取立権が発生した日から2年を経過した日」を正確に把握し，管理することは困難である。（福岡県弁，個人）
- ・ 差押債権者は，執行機関とは独立した者であるから，執行共助機関と捉えて届出義務を課すること自体に問題がある。（日弁連）
- ・ 差押債権者に何ら落ち度なく取立届を提出していない場合（①第三債務者から相殺予定であると告げられている場合，②差押債権に付された期限が未到来であり又は条件が未成就である場合，③第三債務者に対する取立訴訟の提起がコスト的に見合わない場合等）にまで差押債権者に

届出義務を課するのは相当でない。(大阪弁, 日弁連)

- ・ 債権執行が長期間終了しない理由は様々であり, 2年程度の期間では不当な放置と推定することができるとはいい難い。取立訴訟が行われていれば, 債権差押えから取立訴訟の判決確定まで2年程度を要することは容易に想定されるため, こうした場合には差押債権者が債権差押命令の申立てを取り下げないことにつき帰責性はない。全ての差押債権者に2年後の届出義務を課せば, 正当な事案においても差押命令が取り消されてしまうおそれがある。不当な放置事件のみを排除することができるような制度設計をすべきである。(一弁)
- ・ 差押債権者としては, 届出を失念して予期せぬ差押命令の取消決定を受けるおそれがあるため, 制度設計を再検討すべきである。(広島弁)

イ 試案の本文(1)の届出義務の発生には届出命令が必要であるとするもの

- ・ 取立権が発生した日から2年を経過した後に, 届出を命ずる裁判所の命令(届出命令)の送達(特別送達)を受けて初めて届出義務が生じ, その後, 一定期間を経過してもなお届出をしない場合に差押命令の取消決定がされる制度とすべきである。(大阪弁, 個人)
- ・ 差押命令の取消しという債権執行事件を終局させる効果をもたらす裁判がされるに当たっては, 相応の手續保障が必要であるから, 執行裁判所の差押債権者に対する届出命令を前置させるべきである。(札幌弁)
- ・ 一旦発令された差押命令を取り消すことについては慎重にすべきであるから, 取立権が発生した日から2年を経過した後, 裁判所書記官が試案の本文(1)の届出をするよう促す通知を電話又はファクシミリによって行い, 2か月以上経過してもその届出がない場合に届出命令を発令し, 特別送達の方法により送達し, 1か月以上経過してもその届出がない場合に取消決定をするという制度にすべきである。(個人)

ウ 届出義務の発生に要する期間に関する意見

- ・ 「取立権の発生した日から3年を経過したとき」とすることも考え得るが, 届出をすれば差押命令の取消決定を受けずに新たな期間が開始されることからすれば, 2年で足りると考えられる。(大阪弁)

(3) 試案の本文(2)に関する意見

- ・ 差押債権者の担当者や担当弁護士が交代しているケースや, 年末年始をまたいだケースにおいて, 執行裁判所が遠方にある場合には, 2週間以内に差押債権者又はその代理人が記録を確認して届出をすることは到底できない。一般人が債権差押えの本人申立てをした事件においても, 差押債権者が弁護士に相談し, その弁護士が状況を把握して届出を行うには相応の期間が必要となる。以上より, 届出期間は2か月とすべきである。(大阪弁)

- ・ 届出期間については、差押債権者に十分な調査時間を与える必要があり、1か月程度とすべきである。(札幌弁、日弁連)
- ・ 執行裁判所の取消決定手続を創設するとなれば、差押債権者による執行抗告を可能とする必要があるが、取立ての届出や申立ての取下げもされないうまま放置されている債権執行事件への対応として、そのような重厚な手続を設ける必要があるかは疑問である。(東弁)
- ・ 届出期間は2か月とすべきである。(個人)

(4) 試案の本文(3)に関する意見

- ・ 取立てに期間を要するケースであっても、いつかは取立ての可否が決するはずであるから、試案の本文(3)のように、一定期間ごとに届出をさせる制度には合理性がある。(大阪弁)

【その他の意見】

(1) 試案の本文に関するその他の意見

ア 差押債権者に対する手続保障の観点からの意見

- ・ 仮に試案の本文のように差押命令の取消決定をすることができる制度を導入するのであれば、執行裁判所が債権者に対して一定の届出をするように送達(告知)する機会が不可欠である。(日弁連)
- ・ 執行裁判所が差押債権者に届出を促す事務連絡を送付することが想定されるところ、各事件について2年の終期が経過する前に事務連絡を送付するのは困難であり、実務に支障が生ずるとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 執行裁判所が差押命令を取り消す場合には、執行裁判所が差押債権者に対し、届出をするよう命じ又は促すなどの手続を設けることが、差押債権者の権利保護の観点からは望ましい。(沖縄弁)
- ・ 手続の安定性を考えると、差押命令の取消決定の前に差押債権者の意見を聴くことを要件とするなど、差押債権者に何らかの機会を与えることを条文で明示すべきである。(日司連)
- ・ 仮に債権執行事件の終了について差押命令の取消決定の制度を導入するのであれば、執行裁判所は、差押債権者に対し、一定の期日までに届出をする必要があること及び届出をせずに当該期日を徒過した場合には差押命令が取り消される場合があることを文書で告知する制度を設けるべきである。(福岡県弁)

イ 送達手続に関する意見

- ・ 送達等に要する費用の負担が当事者に生じ、予納された郵便切手の管理が長期に及ぶなど、実務に支障が生ずるおそれがあるとの指摘があった。また、郵便切手が予納されない場合には、差押債権者への通知や送

達等をすることができず、事件の処理に窮することとなるとの指摘があった。(裁判所)

- ・ 取消決定の送達費用は、あらかじめ差押債権者に債権差押命令の申立ての時点で予納させるのが穏当である。もっとも、郵便料金の値上げ、複数回にわたる届出命令の発令等によって予納額では不足が生ずる場合であっても、裁判所が差押債権者に送達費用の予納を命じ差押債権者がこれを履行しない場合に差押命令を取り消す規律は採用すべきではない。(日弁連)

ウ 差押命令の取消決定に関する意見

- ・ 差押債権者との連絡が困難となっている事案もあり、一定期間経過後に当然に差押命令の効力が失われるという規律でなければ、現実には機能しないおそれがあるとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 差押命令の取消決定について事後的に争えんとすると、かえって届出期間内の届出への動機付けを乏しくしかねないとの指摘があった。(裁判所)

エ 第三債務者からの申立ての可否に関する意見

- ・ 第三債務者が、執行裁判所に対し、取消決定の申立てをすることができようようにすることを検討してもらいたい。(全信協、全銀協)
- ・ 第三債務者に差押命令の取消決定の申立権を認めることについては、第三債務者には権利供託による免責の途がある上、取立権の不行使に関する債務者側の事情を無視した濫用的な申立てがされる可能性があるため、相当でない。(日弁連)

オ その他

- ・ 差押命令が取り消された場合等においては、銀行等の第三債務者に対し、適時適切に通知等がされるような制度設計が必要である。(全銀協)
- ・ 試案の本文(2)の届出をしない差押債権者は、取立権の行使をもしやしないという意味であると推認することができるため、取立権の事後放棄という法律構成も可能であり、このように解すれば、差押命令の取消決定については、事後放棄の意思を基礎に、差押命令事件の帰趨及び時効の起算点を明確化する観点から差押命令の取消しを行うものとして整理することができるのではないか。(早稲田大研究会)
- ・ 期限付き若しくは条件付きの債権又は民事執行法第151条の継続的給付債権を除くと、記録上、弁済期が経過し、今後新たな債権が発生する余地がないにもかかわらず、なお2年間取立届が出ていないことが明らかな事件が多数存在すると考えられるが、このような場合にも、支払を受けていない旨の届出が提出されただけで差押命令の取消しを免れる

というのは不相当であるから、当該届出がされたとしても差押命令を取り消すべきである。(個人)

(2) その他の検討課題（債権の仮差押えに関する規律）についての意見

- ・ 債権の仮差押えの場面でも、債権執行と同様に、申立ての取下げや本執行への移行がされないまま長期間放置されているものがあるため、債権執行と同様の規律を設けることを検討する必要がある。(全銀協)
- ・ 仮差押命令事件については、債権執行事件とは異なり、事件の滞留はない上、債権者には担保取消しのために訴え提起をする動機があること、債務者にも起訴命令の申立てが可能であることからすれば、立法の必要性があるとは思われない。(日弁連)

2 試案の注に対する意見

【賛成】一弁，個人

- ・ 差押債権者に対して届出命令の告知がされることにより、届出を怠った者に対してその責任を負わせることとしてもやむを得ないといえる。(一弁)
- ・ 差押命令の取消決定により請求債権が時効により消滅する危険があるほか、取消決定の直後に債務者が取立て等を行う危険がある以上、差押債権者に届出義務を課するに当たっては、裁判所書記官を通じての事実上の事務連絡等の運用に期待するのは適切ではなく、届出命令が必要というべきである。(個人)

【反対】大阪弁，札幌弁，東弁，日弁連，早稲田大研究会

- ・ 裁判所の届出命令により届出義務を生じさせるとする制度を導入する場合であっても、差押債権者に対し、差押命令の効力の消滅を争う機会を保障すべきであり、試案の注のように取下擬制としてしまうと、差押債権者にそのような機会を与えることが困難となる。(大阪弁)
- ・ 執行裁判所が、差押債権者に債権執行事件を継続する意思の有無のみを照会し、継続する意思がない場合や無回答の場合には申立ての取下げを擬制すれば足りると考えられる。(東弁)

【その他の意見】

(1) 届出命令に関するもの

- ・ 第三債務者が、執行裁判所に対し、届出命令の申立てをすることができるようになることを検討する必要がある。(全銀協)
- ・ 取立権の発生から2年が経過したか否かは、送達日を見れば一義的に明らかであるし、裁判官が発令後特段の動きがない記録に気を配ることは

一定の限界があるため、記録管理事務（裁判所法第60条第2項）をつかさどり、差押債権者に対して送達通知を送る義務（民事執行規則第134条）を負っている裁判所書記官が届出命令の主体となるべきである。また、裁判所書記官による費用の予納を命ずる処分に対する懈怠を理由に執行裁判所が執行処分を取り消すことができると定めている民事執行法第14条第1項、第4項に鑑みれば、裁判所書記官の処分に執行処分の取消しにつながる効果を持たせることに特段の支障はない。（個人）

(2) 送達手続に関するもの

- ・ 試案の本文の規律の場合と同様に、送達等に要する費用の負担が当事者に生じ、予納された郵便切手の管理が長期に及ぶなど、実務に支障が生ずるおそれがあるとの指摘や、郵便切手が予納されない場合には差押債権者への通知や送達等を行うことができず、事件の処理に窮することとなるとの指摘があった。（裁判所）
- ・ 取立権が発生した日から2年が経過した時点では、届出命令の送達費用が残存しているとは考え難いところ、国庫立替では立替金の取立ての事務コストが極めて大きくなってしまふものの、申立ての段階では当該送達費用の発生が予想されるとはいい難く、予納を求める根拠に欠ける上、予納による差押債権者の負担や当該送達費用が使われなかったときの返送コストも考えると、届出命令については、民事執行法第16条の定める送達の特例の規定を更に進め、記録上明らかな電話、ファクシミリ等の特別の費用を要しない方法による告知やこれが不奏効になった場合における公示による告知も認めるべきである。（個人）

(3) その他

- ・ 試案の本文の規律の場合と同様に、差押債権者との連絡が困難となっている事案もあり、一定期間経過後に当然に差押命令の効力が失われるという規律でなければ、現実には機能しないおそれがあるとの指摘があった。（裁判所）

2 その他の場面（債務者への差押命令等の送達未了）における規律

- (1) 債権を差し押さえた場合において、債務者に対する差押命令の送達をすることができないときは、執行裁判所は、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に送達をすべき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には、公示送達の申立て）をすべき旨を命ずることができるものとする。
- (2) (1)の場合において、差押債権者が相当の期間内に送達をすべき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には、公示送達の申立て）を

しないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。

(注1) 不動産執行又は船舶執行において、その開始決定を債務者に送達することができない場合に関して、本文と同内容の規律を設けるものとする考え方がある。

(注2) 民事保全において、保全命令を債務者に送達することができない場合に関して、本文と同内容の規律を設けるものとする考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】大阪弁，沖繩弁，札幌弁，一弁，二弁，東弁，日司連，日弁連，早稲田大研究会，個人

- ・ 差押債権者が、合理的な理由もないのに、債務者の所在調査をしようとせず、第三債務者に不安定な法律状態を強いている場合には、差押債権者を保護すべき理由はなく、試案の本文の規律は、民事訴訟法第138条第2項、第137条とも整合的である。(大阪弁)
- ・ 送達未了の場合に何らかの対処をする必要性があることは否定できず、執行裁判所が差押債権者に対して送達をすべき場所の申出を命ずること自体も手続の迅速性の観点から首肯することができる上、送達をすべき場所が知れないとき等には公示送達によることができるとされているため、差押債権者にとって上記申出の義務がいたずらに負担となるものではない。(沖繩弁)
- ・ 債権差押えの効力が生じたまま漫然と長期間が経過する事態は、債務者への送達未了の段階でも生ずるため、これに対応する規律を設けることは必要である。(一弁)
- ・ 債権執行事件において債権差押えの効力が生じたまま漫然と長期間が経過する事態を避け、債権執行事件を適切に終了させるための制度として合理的である。(東弁)
- ・ 差押債権者が取立権を行使しない場合と同様、第三債務者を差押えの拘束から解放して執行裁判所の未済事件を解消する必要があるところ、差押えの効力が既に発生している以上、差押命令の申立ての却下という理論構成は採り得ず、差押命令を取り消す制度を設けるべきである。(日弁連)
- ・ 債務者への送達ができない場合においては、事件記録等保存規程（昭和39年12月12日最高裁判所規程第8号）5条及び「事件記録等保存規程の運用について」（平成4年2月7日総三第8号事務総長依命通達）第1の4による事件記録を保存に付することによる既済処理も行うことができない一

方、第三債務者への送達がされれば差押えの効力が生ずる（民事執行法第145条第4項）以上、申立てを却下することもできないところ、債務者の所在調査は、発令前に審尋をせずに債務者の財産を差し押さえる民事執行において責任財産の帰属を明らかにする上で重要なものであり、差押債権者にその調査をさせても過剰な負担とはいえない。（個人）

【反対】個人

- ・ 債務者の送達先の調査の実情（オートロックの存在、表札等の氏名の表示の不存在、個人情報等の保護等を理由にした弁護士会照会等の不奏効、近隣住民による協力拒否、差押債権者又はその代理人による債務者方の写真撮影地等の居住調査に伴う身体の危険）、債務者の住所地と送達場所が遠く離れている場合における送達先調査業者の利用に伴う経済的負担等を考慮すると、債務者の送達先の調査は現在でも極めて困難なことがあり、執行裁判所による裁量的取消しの制度を導入するのであれば、調査が比較的容易に行えるように社会環境を整備し、差押債権者の調査権限を明確化するとともに、調査方法の整備や多様化が必要である。また、送達方法についても、従来の方法に捉われず、執行裁判所がその責任において（当事者の提供する情報も踏まえて）送達先を探す方式に変更するなどの抜本的改革が必要である。（個人）

【その他の意見】

(1) 「相当の期間」に関する意見

- ・ 所要の制度の創設に反対はしないが、差押債権者が債務者の所在調査をすることが困難である場合が多いことに鑑みた制度設計がされるべきである。（福岡県弁）
- ・ 所在調査には時間を要することが少なくなく、債務者が遠方にいる場合等も想定すれば、「相当の期間」については、「2か月以上の相当の期間」とするなど、最低限度の期間を設けるべきである。（大阪弁）
- ・ 相当の期間内に債務者が海外に出国していることが判明した場合、残りの期間内に送達をすべき場所を申し出るのは極めて困難であるから、試案の本文(2)については、本文に続けて「ただし、差押債権者が、命じられた相当の期間内に送達すべき場所の申出（送達すべき場所が知れないとき等には、公示送達の申立て）をすることができない相当な理由があることを明らかにした場合には、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができない。」旨を定めるべきである。（大阪弁）
- ・ 差押債権者が債務者の送達場所を把握することができないのは必ずしも調査を怠っているからであるとは限らないため、「相当の期間」については、

支払督促のように2か月（民事訴訟法第388条第3項）とするのでは短すぎるので、通常の所在調査とその報告に要する程度の期間を確保するため、例えば、6か月とすることが考えられる。（札幌弁）

- ・ 個人情報保護が徹底されている現代においては、債務者の住所の調査が困難であるため、裁判所が直ちに送達すべき場所の申出を命じたり、当該申出に係る相当の期間を短く解したりすることのないよう、「差押命令の送達をすることができないとき」の解釈は柔軟にされるべきである。（日弁連）
- ・ 試案の本文(1)等における「相当の期間」については、事案に応じた柔軟な配慮が必要である。（個人）
- ・ 差押債権者も住所を移転し、転送により書類の受取等をするケースもあり、昨今の郵便・配送事情では早急に対応できないケースもある上、債務者の住所地にある裁判所へ足を運ぶのにも遠方からでは時間がかかることや、仕事の都合や身体の不都合（入院等）の諸事情もあり得るため、期間については配慮が必要である。（個人）

(2) 手続に関する意見

- ・ 送達場所の届出命令に先立って、裁判所書記官から差押債権者に対する送達場所の調査の促しがされることを制度的に担保するため、民事執行規則にその旨の規律を設けるべきである。（大阪弁，個人）
- ・ 債務者への送達未了は、債権差押えの場合に限らず、他の執行事件、保全事件、通常民事訴訟事件など多岐にわたって生じているが、送達未了における送達の手順（現地確認の要否を含めた公示送達の要件に関する判断基準等）については、実務指針を作成するなどして統一的な運用を実現すべきである。（一弁）
- ・ 手続の安定性を考えると、差押命令の取消決定の前に差押債権者の意見を聴くことを要件とするなど、差押債権者に何らかの機会を与えることを条文で明示すべきである。（日司連）

(3) その他の場面における規律の必要性に関する意見

- ・ 第三債務者に対する送達が不奏効となった場合においても、差押命令が発令されている以上、取消しによって処理をすべきであるから、試案の本文と同様の規律を設けるべきである。（個人）

2 試案の注1に対する意見

【賛成】札幌弁，一弁，二弁，個人

【反対】大阪弁，東弁，日弁連，個人

- ・ 不動産執行や船舶執行には、開始決定が債務者に送達されずに事件が滞留

しているとの立法事実がないから、これらにつき同内容の規律を設ける必要はない。(大阪弁, 東弁, 日弁連)

- ・ 不動産執行や船舶執行については、債務者への送達的位置付けが取立権の発生と関連付けられている債権執行とは異なる。(大阪弁)

【その他の意見】

- ・ 試案の本文と同様に、送達未了における送達の手順についての実務指針を作成するなどして統一的な運用を実現すべきである。(一弁)

3 試案の注2に対する意見

【賛成】札幌弁, 一弁, 二弁, 個人

【反対】大阪弁, 東弁, 日弁連, 個人

- ・ 民事保全についても、事件が滞留しているとの立法事実はないため、規律を設ける必要はない。(東弁, 日弁連)
- ・ 民事保全手続は、債務者への送達的位置付けが取立権の発生と関連付けられている債権執行とは異なる。特に、不動産の仮差押えにおいては、登記上、仮差押えをしておく利益があることから、試案の注2の制度の導入には反対である。(大阪弁)

【その他の意見】

- ・ 保全事件においては、債務者への送達未了によって実務上の不都合は特段生じておらず、試案の本文と同様の規律を設ける必要性に乏しいとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 実務上、保全事件は発令により事件が完結するものと取り扱われており、その後は余分な郵便切手も管理していないことからすると、補正命令や取消決定の送達に要する費用を債権者に予納させることは困難であるとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 試案の本文と同様に、送達未了における送達の手順についての実務指針を作成するなどして統一的な運用を実現すべきである。(一弁)
- ・ 保全命令については、債務者に対する送達が執行開始要件とはされていないこと、特に、不動産の仮差押えでは、登記上、仮差押えをしておく利益があることには留意が必要である。(個人)
- ・ 債権執行の配当事件についても無剰余取消しの制度や職権取消しの制度を導入し、長期未済事件を処理することができるようにすべきである。(個人)

第5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

(総論的事項に関する意見の概要)

- ・ 給与等債権の差押えを受けることにより、当面の生活の糧を失っている状態に置かれた債務者が、自ら又は弁護士に依頼して、疎明資料を準備し、適切に差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることは、容易なことではない。(関弁連、日弁連、個人)
- ・ 債務者財産の開示制度の実効性の向上により、給料等債権が差し押さえられる機会が増え、これに伴い債務者の生活が脅かされる危険性も増大すると予想されるため、同時に、債務者を保護する規律も整備する必要がある。(全青司、日弁連、個人)
- ・ 債権者の範囲を限定せずに第三者(一定の公的機関)からの情報提供を認める制度を新設する場合には、その必要性が顕著となる。(福岡県弁、個人)

1 差押禁止の範囲の見直し

民事執行法第152条第1項各号の債権の差押えが禁止される範囲を見直し、現行の規律による差押禁止範囲に加えて、支払期に受けるべき給付のうち一定の金額まではその全額を差押禁止とするものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

(意見の概要)

【見直しに積極的な意見】 いちろうの会、大阪弁、関弁連、京都司、くれちほ、札幌弁、奨学会議、被連協、全青司、ヤミ金対策会議、東弁、日司連、日弁連、広島弁、福岡県弁(一部)、みやぎ青葉の会、43条対策会議個人

- ・ 債務者の生活の糧となる給与の差押えがされることにより、債務者とその家族が生活保護の基準を下回るような生活をしなければならないことは妥当ではない。(大阪弁、奨学会議、東弁、日司連)
- ・ 給与等債権の有する生活維持的・扶養的な正確に鑑みるならば、少なくとも債務者の最低限度の生活を保持するために不可欠な金額を差押禁止として定めるべきであり、現に国税徴収法第76条第1項第4号にはそのような定めがある。(大阪弁、日弁連)
- ・ 債務者が比較的少ない額の給与等を複数の勤務先から得ているような場合は、むしろ、債務者は、複数の勤務先からの給与等がなければ生活が成り立たないような状況に置かれていることが通常であるとも考えられる。このような債務者について、一般的に保護の必要を欠くかのように論じることは、

誤りである。(ヤミ金対策会議, 日弁連, 個人)

- ・ 債務者が複数の勤務先から給与を得ており, 差押禁止額のいわば累積により債務者が必要以上の保護を受けるケースは例外的な事例であるため, 必要以上の保護を受けるという不都合は, 債権者の申立てによる差押禁止債権の範囲変更委ねれば足り, 差押禁止の最低限度額の設定に反対する理由とすべきではない。(ヤミ金対策会議, 日弁連, みやぎ青葉の会)

【見直しに慎重な意見】 沖縄弁, 一弁, 二弁, 福岡県弁 (一部), 早稲田大研究会

- ・ 試案の第5の2のとおり, 取立権の発生時期を後ろ倒しにして差押禁止債権の範囲変更申立ての機会を実質的に保障するのであれば, それ以上に債務者を保護する必要があるかについては, より慎重に検討する必要がある。(沖縄弁)
- ・ 給与について, 差押禁止部分を創設すると複数の勤務先から給与を受給している債務者に対する強制執行の場合で, 債権者が最も金額の低い給与しか覚知できなかったような場合には, 絶対的な差押禁止部分の規定のため執行が奏功しないという状況が考えられ, 債権者にとって酷な状況となる。(一弁)
- ・ 債務者の財産開示制度が万全ではない現行の規定では, 債権者が, 債務名義を取得した後も債務者の財産状況を把握し, 強制執行を実行することは容易ではなく, 本案はそのような債権者に酷な状況を更に進めることとなりかねないため, 債務者の個別の事情を考慮することが可能である差押禁止債権の範囲変更の柔軟化・活用に委ねる方が, 債権者債務者間の公平な解決の実現に資する。(一弁)
- ・ 試案は, 差押禁止債権の範囲の拡張について検討を行うものであるが, かかる拡張は, 強制執行手続の実効性を損なうおそれを伴うものである。差押禁止債権の制度の必要性を否定するものではないが, 我が国の民事執行制度の現状を踏まえると, 強制執行手続の実効性確保により留意することが, 法改正の視点として重要である。(二弁)
- ・ 給与債権のうち一定額を差押禁止とすると, 個人事業主が悪質な消費者被害を生じさせた事案において, 当該個人から違法収益を回収しようとしても, 当該個人がその収入の支払元を偽装してあたかも収入が少ないように装うなどの執行妨害を試みるおそれがある。過酷執行については差押禁止債権の範囲変更の申立てで対応すべきである。(福岡県弁 (一部))
- ・ 見直しを検討する必要があるかについては, なお検討の余地がある。(早稲田大研究会)

【具体的な規律の提案等】

- ・ 差押禁止の最低限度額の金額は、「単身世帯における生活保護の基準を勘案して政令で定める」こととし、民事執行法施行令において、その額を「支払期が毎月と定められている場合 10万円」等と定めることが相当である。（京都司，ヤミ金対策会議，日弁連，福岡県弁）
- ・ もっとも、債務者に控除対象配偶者や扶養親族があるときは、債務者の申立てにより、「これらの者の数に応じて生活保護の基準を勘案して政令で定める額」まで、差押禁止の最低限度額を拡張し、執行裁判所は、その限度で、差押命令を取り消さなければならないものとするべきである。（京都司，ヤミ金対策会議，日弁連）
- ・ 差押禁止となる一定の額については、民事執行法第131条第3号に倣い、単身世帯の最低生活費を勘案した額とすることが望ましい。（札幌弁）
- ・ 差押禁止となる一定の額については、給料等の額及び扶養家族の人数に応じた細かな区分ごとに額を定める方向が望ましい。第三債務者は債務者の扶養義務の範囲等の情報を既に保有していることが多いため、それほど多くの負担は生じないと考えられる。（全青司，個人）
- ・ 差押禁止額を第三債務者に計算させるものとするべきではない。差押禁止となる一定の額の計算を第三債務者（雇用主）に行わせることは、第三債務者に計算の負担を課すことによって、債務者と雇用主の関係が悪化することも考えられる点を考慮する必要がある。（日司連）
- ・ 給与の差押えについては、債務者の家族数にかかわらず、「標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額」である33万円までは、全面的に差押えを禁止すべきであり、差押禁止動産についての民事執行法第131条第3号と体系的に一貫するという観点からは、4分の3という割合で差押禁止範囲を定めることは、止めるべきである。（個人）
- ・ 債権者が扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合については、扶養等を受ける債権者の生活保障という観点も踏まえて、現行の民事執行法第152条の規律を維持すべきである。（ヤミ金対策会議，日弁連）

【その他の意見】

- ・ 給与等債権の有する生活維持的・扶養的な特殊性を背景として、それに対する差押えの範囲を一定の限度に制限するのは先進国において一致した法原則となっている。（大阪弁）
- ・ 複数の給与を受けている債務者については、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度を設けて債権者が勤務先情報を得ることができるものとすることによって、解消する。（個人）
- ・ 「差押最低限度額を幾らとするかを定めるのが容易ではないから、差押最

低限度額制度は導入しない。」旨の見解は、それこそ本末転倒であり、採用すべきではない。(個人)

2 取立権の発生時期の見直し

民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場合において、差押債権者がその債権を取り立てることができるようになる時期については、同法第155条第1項の規定にかかわらず、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過したときとする考え方について、引き続き検討するものとする。

(意見の概要)

【見直しに積極的な意見】 大阪弁, 沖縄弁, 関弁連, 札幌弁, 全青司, 一弁, 二弁, 東弁, 日司連, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁, 個人

- ・ 現行法では、債権者の取立権が生ずるのは、債務者に対する差押命令の送達日から1週間を経過したときとされているが、このような短期間に、一般の債務者が適切にこれらの申立をすることは困難である。(関弁連, 東弁, 日司連, 日弁連)

【見直しに消極的な意見】 早稲田大研究会

- ・ 見直しを検討する必要があるかについては、なお検討の余地がある。(早稲田大研究会)

【その他の意見】

- ・ 申立期間が徒に長期化することによって差押債権者の権利実現が阻害されることのないよう、また、執行抗告をすることができる期間との整合性を保つよう配慮する必要がある。(沖縄弁)
- ・ 請求債権が扶養義務等に基づく債権である場合には、取立権発生の時期について債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過しなければ取立ができないというのは遅いのではないかとの意見もあった。(一弁)
- ・ 検討に際しては、取立権の発生時期や他の債権が差し押さえられた場合と変えることを正当化する理論の有無や、強制執行手続の実効性を損なうおそれの有無及び程度等も考慮すべきである。(二弁)
- ・ 民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場合と、これら以外の債権が差し押さえ場合とで取立権の発生時期が異なる場合に、取立権の発生日が第三債務者にとってわかりにくいものとなる可能性があるため、関係者が取立権の発生時期を明確に知ることができるよう配慮すべきで

ある。(福岡県弁)

3 その他(手続の教示)

民事執行法第152条第1項各号の債権を差し押さえた場合には、執行裁判所は、差押命令を送達するに際し、差押禁止債権の範囲変更の申立て(同法第153条)をすることができる旨を債務者に対し教示するものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

(意見の概要)

【見直しに積極的な意見】 大阪弁, 沖縄弁, 関弁連, 札幌弁, 全青司, 一弁, 二弁, 東弁, 日司連, 日弁連, 広島弁, 福岡県弁, 個人

- ・ 債務者の手続保障の充実を図るために必要である。(関弁連)
- ・ 裁判に関する手続を国民に広く知らしめることは、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するものであり、裁判所の重要な役割である。法律上存する制度について、その制度の概要・手続等について客観的に教示することが裁判所の中立性を損なうと考えるのは誤っている。(大阪弁)
- ・ 債務者財産の開示制度の見直しにより、現状よりも債権者の地位の強化が図られるのであれば、債務者の保護策についても検討する必要がある、妥当である。(札幌弁)
- ・ 個別の債務者の最低生活の保護・過酷執行の防止については、差押禁止債権の範囲変更の申立制度を活用することで目的を達することが可能であるところ、債務者に対して、差押禁止債権の範囲変更の申立制度を教示し、債務者にその活用を促すものであり、検討内容は妥当である。(一弁)
- ・ 差押禁止債権の範囲の変更手続を知る債務者はごく僅かであるため、過酷執行を防止するためには、同手続の教示が不可欠である。(日弁連, 福岡県弁)
- ・ 執行裁判所の中立性を害することがないように、どのような方法によりどのような内容の教示をするかは、慎重に検討する必要がある。(沖縄弁, 二弁)
- ・ 裁判所において混乱が予想されるが、行政処分においても手続教示がされており、裁判所のみが教示を行わないわけにはいかない。一般的に法律知識が少ないと考えられる債務者に対して、客観的な法律制度自体を説明することは、中立性を害するものではないと判断すべきである。(個人)
- ・ 手続の教示については、法改正により直接的に債務者に告知する方法をとらずしても、速やかに裁判所のホームページにおいて手続方法を紹介するなどして、広く一般に認知させることができるのではないかと。(個人)

【見直しに慎重な意見】 早稲田大研究会

- ・ 手続教示それ自体については反対しないが、立法化はなお検討の必要がある。(早稲田大研究会)

(関連するその他の論点に関する意見の概要)

- ・ 「法律により差押を禁止された継続的給付に係る債権で政令で定めるもの」が振込入金された預金への差押えがなされたときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、最後に（差押日の直前に）振込支給された金額のうち差押禁止額（年金、生活保護費等の場合は全額、給与等債権の場合は所定の方法により計算された金額）を次期の支給日までの日数に応じて日割り計算した金額を限度として、差押えを取り消さなければならないものとするべきである。(大阪弁, 日弁連, 個人)
- ・ 差押禁止債権の振込みがされた預金口座の差押取消制度を創設する方向で検討すべきである。(日司連)
- ・ 年金、生活保護費が入金された預貯金債権については、債務者の生活保障の観点から、何らかの保護が検討されるべきである。(福岡県弁)
- ・ 差押禁止財産が振り込まれる預貯金の差押禁止あるいは差押禁止口座制度の創設を真剣に検討すべきである。(個人)
- ・ 「預金債権の内、標準的な世帯の2か月間の必要生計費を勘案して政令で定める額」を差押禁止債権とすべきである。(個人)
- ・ 試案の第5の1から3までの規律については、破産法の非免責債権の債権者が行う差押えに限定して設けるべきである。(個人)
- ・ 個人保証人の有する給与、請負代金、売掛金に係る債権や自宅に対する差押えを禁止すべきである。(個人)
- ・ 民事執行法第152条第1項各号の債権の差押えについては、民事執行法第145条第2項の適用を排除し、その発令前に債務者の審尋を行うものとするべきである。(個人)
- ・ 給与債権は原則4分の1までしか差し押さえることができないところ、犯罪被害に係る不法行為請求権については、差押えの対象を拡大すべきである。(個人)
- ・ 現在の裁判所の運用では、破産予納金の国庫仮支出（破産法第23条第1項）が全く認められておらず、予納金がないために長期間自己破産をすることができないということが頻繁に生じている。このまま民事執行手続だけを強化すれば、給与、預金などが差し押さえられたまま、予納金を確保できず自己破産すらできず生活に困窮する人が多数でることが強く危惧される。破産の手当をしないうで執行を強化することは反対である。(個人)

第6 その他所要の措置

第1から第5までの措置に関し、その他所要の措置を講ずるものとする。

(意見の概要)

- ・ 財産開示期日において、開示義務者が合理的な支払計画を提示した場合には、執行裁判所は、財産についての陳述を猶予し、期日を最終支払日の翌日まで延期することができるとする制度の創設を求める。(神奈川県弁，個人)

(別紙)

意見提出団体とその略称

団体名	略称
一般社団法人信託協会	信託協会
一般社団法人全国信用金庫協会	全信協
一般社団法人生命保険協会	生保協会
一般社団法人全国銀行協会	全銀協
一般社団法人日本損害保険協会	損保協会
大阪いちょうの会	いちょうの会
大阪弁護士会	大阪弁
沖縄弁護士会司法法制委員会	沖縄弁
神奈川県弁護士会	神奈川県弁
関東弁護士会連合会	関弁連
岐阜県弁護士会	岐阜県弁
共同親権運動ネットワーク	kネット
京都司法書士会	京都司
クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議	クレちほ
公益社団法人家庭問題情報センター	家庭問題情報センター
裁判所	裁判所
札幌弁護士会	札幌弁
奨学金問題対策全国会議	奨学金会議
全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会	被連協
全国青年司法書士協議会	全青司
全国ヤミ金融・悪質金融対策会議	ヤミ金対策会議
第一東京弁護士会	一弁
第二東京弁護士会	二弁
中京大学法科大学院	中京大
東京弁護士会	東弁
特定非営利法人CAPセンター・JAPAN	CAPセンター
日本司法書士会連合会	日司連

団体名	略称
日本証券業協会	日証協
日本弁護士連合会	日弁連
日本労働組合総連合会	連合
バークレイズ証券株式会社	バークレイズ証券
広島弁護士会	広島弁
福岡県弁護士会	福岡県弁
宮城県クレジット・サラ金問題を解決する会	みやぎ青葉の会
早稲田大学民事手続判例研究会	早稲田大研究会
43条対策会議	43条対策会議
NPO法人女のスペース・おん	女のスペース・おん
NPO法人全国女性シェルターネット	シェルターネット
W・Sひょうご	W・Sひょうご